

第 1 2 次 鳥 獣 保 護 管 理 事 業 計 画 書

平成 2 9 年 4 月 1 日 から

5 年 間

平成 3 4 年 3 月 3 1 日 まで

兵 庫 県

目 次

序章	はじめに	1
1	基本的な考え方	1
2	野生鳥獣をめぐる現状と課題	1
(1)	野生動物による様々な被害の発生	1
(2)	希少種の絶滅の危惧	2
(3)	鳥獣保護区、休猟区等の指定状況	2
(4)	狩猟免許所持者の状況	2
3	鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	2
(1)	希少鳥獣	2
(2)	狩猟鳥獣	3
(3)	外来鳥獣等	3
(4)	指定管理鳥獣	3
(5)	一般鳥獣	4
4	狩猟の適正管理	4
第1章	計画の期間	6
第2章	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	6
1	捕獲許可基準の設定にあたっての。共通事項	6
6	(1) 許可しない場合の基本的考え方	6
(2)	許可に当たっての条件の考え方	6
(3)	わなの使用に当たっての許可基準	6
(4)	保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	7
(5)	鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	7
2	目的別の捕獲許可の基準	7
2-1	学術研究を目的とする場合	7
(1)	学術研究	7
(2)	標識調査(環境省足環を装着する場合)	8
2-2	鳥獣の保護を目的とする場合	8
(1)	第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	8
(2)	鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	9
(3)	傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	9
2-3	鳥獣の管理を目的とする場合	9
(1)	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的	9
(2)	第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的	17
2-4	その他特別の事由の場合	18
(1)	博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	18
(2)	愛玩のための飼養の目的	18
(3)	養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	18
(4)	鵜飼漁業への利用の目的	18
(5)	伝統的な祭礼行事等に用いる目的	19
(6)	前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的	19
3	その他鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	19
3-1	捕獲許可した者への指導	19
(1)	捕獲物又は採取物の処理等	19
(2)	従事者の指揮監督	19
(3)	危険の防止	19
(4)	錯誤捕獲の防止	20
(5)	住居集合地域等における麻醉銃猟の実施にあたっての留意事項	20
3-2	許可権限の市町長への委譲	20
(1)	有害鳥獣捕獲許可	20
第3章	特定計画の作成に関する事項	21
1	特定計画の作成に関する方針	21
(1)	第一種特定鳥獣保護計画	21
(2)	第二種特定鳥獣管理計画	21
(3)	カワウに係る特定計画	22

2	第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の実施に関する方針	22
(1)	個体数管理に関する方針	22
(2)	被害管理に関する方針	22
(3)	生息地管理に関する方針	22
(4)	対象地域に関する方針	22
第4章	鳥獣の飼養・販売等の規制	23
1	鳥類の飼養の適正化	23
(1)	方針	23
(2)	飼養適正化のための指導内容	23
2	販売禁止鳥獣等	23
(1)	許可の考え方	23
(2)	許可の条件	23
第5章	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項	24
1	鳥獣保護区の指定	24
(1)	方針	24
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	26
2	特別保護地区の指定	27
(1)	方針	27
(2)	特別保護地区指定等計画	28
(3)	特別保護地区指定等内訳	28
3	休猟区の指定	29
(1)	方針	29
(2)	休猟区指定計画	29
(3)	特例休猟区指定計画	29
4	鳥獣保護区の整備等	30
(1)	方針	30
(2)	整備計画	30
(3)	保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要	30
第6章	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、指定猟法禁止区域及び猟区に関する事項	31
1	特定猟具使用禁止区域の指定	31
(1)	方針	31
(2)	特定猟具使用禁止区域指定計画	31
(3)	特定猟具使用禁止区域指定内訳	32
2	特定猟具使用制限区域の指定方針	33
3	指定猟法禁止区域	33
(1)	方針	33
(2)	指定計画	33
4	猟区設定のための指導	34
(1)	方針	34
(2)	設定指導の方法	34
第7章	兵庫県森林動物研究センターに関する事項	35
1	兵庫県森林動物研究センターの目的及び機能	35
(1)	野生動物に関する調査・研究機能	35
(2)	行政施策の企画立案支援機能	35
(3)	現場対応の技術支援機能	35
(4)	人材育成機能	35
(5)	情報発信・ミュージアム機能	35
2	施設の概要等	36
第8章	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	37
1	鳥獣保護管理対策調査	37
(1)	経緯及び方針	37
(2)	狩猟鳥獣生息調査及び鳥獣生息分布調査	37

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	37
(4) 希少鳥獣等調査	38
(5) 鳥獣管理対策調査	38
2 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	38
第9章 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項	39
1 鳥獣行政担当職員	39
(1) 方針	39
(2) 設置計画	39
(3) 研修計画	39
2 鳥獣保護管理員	40
(1) 方針	40
(2) 設置計画	40
(3) 年間活動計画	40
(4) 研修計画	40
3 保護及び管理の担い手の育成	41
(1) 方針	41
(2) 研修計画	41
(3) 狩猟者の確保育成対策	41
4 取締り	41
(1) 方針	41
(2) 年間計画	42
5 必要な財源の確保	42
第10章 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	43
1 鳥獣の人工増殖	43
(1) 方針	43
(2) 人工増殖計画	43
2 放鳥獣	43
(1) 方針	43
(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	44
第11章 その他	45
1 地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い	45
2 入猟者承認制度に関する事項	45
3 傷病鳥獣救護の基本的な対応	45
4 安易な餌付けの防止	45
(1) 方針	45
(2) 年間計画	45
5 感染症への対応	45
6 普及啓発	46
(1) 鳥獣保護管理思想の普及	46
(2) 愛鳥モデル校の指定	46
(3) 法令の普及啓発	47
第12章 指定管理鳥獣の管理に関する事項	48
1 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項	48
(1) 目的	48
(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目	48
2 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項	48
(1) 背景及び目的	48
(2) 対象鳥獣の種類	48
(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間	48
(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域	48
(5) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標	48
(6) 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容	49
(7) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制	49
(8) 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項	49
(9) その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項	49

序章 はじめに

1 基本的な考え方

野生鳥獣は、人間の生存基盤となっている自然環境を構成する重要な一員であり、生態系保全や生物多様性の確保に重要な役割を果たす国民共有の財産であるといえる。

本県は、太平洋・瀬戸内海から日本海まで変化に富んだ自然環境に恵まれており、鳥類 367 種、獣類 39 種の生息が確認されている。しかし、特定の鳥獣による農林水産業や人間の生活環境などへの被害が深刻な状況であるとともに、種によっては絶滅の危機があるとされているものが存在するなど、野生鳥獣の状況に応じた適切な対応が必要となっている。

このため、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）及び、平成 22 年に開催された生物の多様性に関する条約第 10 回締約国会議において採択された新戦略計画（愛知目標）の達成に向けて重要な要素であることにも留意するとともに、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号）を踏まえた地域レベルでの生物多様性保全活動等を推進することが必要である。

加えて、全国的に深刻な状況にある農林水産業被害に対応するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止計画等との一層の連携が必要である。

鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、県、市町、狩猟者、県民が合意形成を図りながら、「個体数管理」「被害管理」「生息地管理」の 3 つの要素からなる科学的で計画的な野生動物の保護及び管理を県民の参画と協働のもとに進めていくことが重要になっている。

併せて狩猟や捕獲の適正な実施を推進して狩猟者や県民の安全を確保するとともに、高齢化・減少している狩猟者を野生動物保護及び管理の担い手として確保育成し、地域ぐるみでの取組及び隣接地域との連携の推進を図ることや、人と鳥獣の関係はどうあるべきかを将来的な課題として検討するために、府県をまたぐ広域的な視点のほか、鳥獣のもたらす恵みへの感謝と生命の尊厳に対する配慮を含めた広い視野が重要となっている。

この計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 3 条の規定に基づき環境大臣が定めた基本指針に沿い、同法第 4 条に基づき知事が地域特性を考慮しながら定める野生鳥獣保護及び管理の基本的な方針であり、県並びに市町の行政事務の規範となるものである。上記課題の解決を図り、人と野生鳥獣との調和のとれた共存をめざして推進していく。

2 野生鳥獣をめぐる現状と課題

（1）野生動物による様々な被害の発生

① 農林水産業被害

平成 27 年度の農林業被害額は、571 百万円（農業：508 百万円、林業：63 百万円）で、シカ（195 百万円）とイノシシ（218 百万円）による被害が約 70% を占めており、平成 22 年度の 974 百万円に比べ 41% 減少している。これは、有害鳥獣の捕獲拡大や防護柵の設置等を進めた結果である一方、鳥獣被害など様々な要因による営農意欲の減退や、耕作放棄地の増加に起因するものも含まれている。また、アライグマ、ヌートリアなど外来生物による農業被害やカワウによる内水面漁業の被害も発生している。

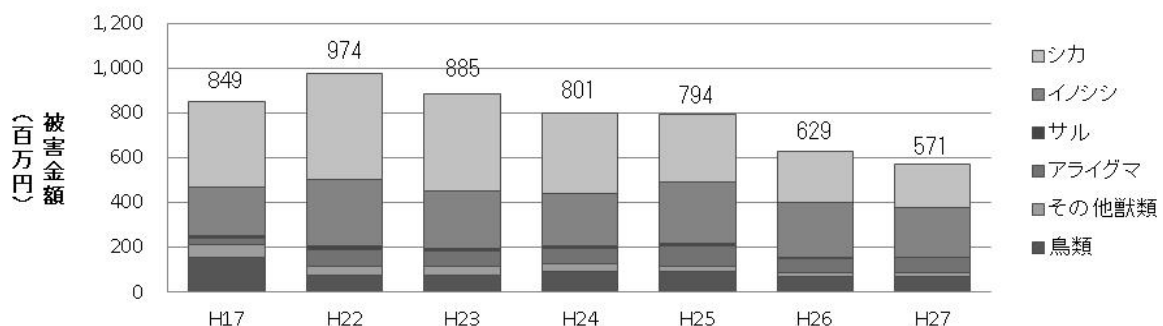


図1 野生鳥獣による農林業被害の推移

- ② 人身被害、精神的被害及び生活環境被害の発生
ツキノワグマ、イノシシやサルの出没によって人身被害や精神的被害、生活環境被害が深刻になっている。当該地域では、現在、発生している被害のみならず、将来の暮らしや定住への影響が懸念される。
カワウ等によって、人の生活圏と近い場所において、糞や羽の飛散、悪臭、鳴き声騒音等による生活環境被害も発生している。
- ③ 地域生態系のかく乱
ニホンジカの増加が、多くの地域で下層植生の衰退など植生の偏りを招いているほか、カワウによる魚類の食害により在来魚の減少や、糞の付着や造巢期の枝折り等により、樹木の衰弱や枯死等の植生被害が発生するなど、地域の生態系に悪影響を及ぼしている。
また、アライグマ等外来生物による生態系への影響も懸念されている。

(2) 希少種の絶滅の危惧

イヌワシ、ヤマネなどの希少種の絶滅が危惧されている。

(3) 鳥獣保護区、休猟区等の指定状況

野生鳥獣の保護を図るための鳥獣保護区、銃器による事故を防止するための特定猟具使用禁止区域（銃猟）などの指定状況は次のとおりとなっており、鳥獣の保護及び県民の安全対策に努めている。

鳥獣保護区、休猟区等の指定状況（平成 28 年 11 月現在）

（第 1 表）

区 分	箇所数	面積 (ha)	区 分	箇所数	面積 (ha)
鳥獣保護区	90	40,083	特定猟具使用禁止区域 (銃器)(銃器・くくりわな)	166	199,921
特別保護地区(上記内数)	(13)	(1,534)	指定猟法禁止区域	1	140
休猟区	1	2,921	合 計	258	243,518

(注)鳥獣保護区及び特別保護地区の箇所数及び面積には、国指定分を含む。

(4) 狩猟免許所持者の状況

狩猟免許所持者は、平成 27 年度末時点で延べ約 6,300 人であり、近年は、わなの免許所持者が増加し、全体ではやや増加傾向に転じている。

しかし、年齢構成は依然として 60 歳以上が約 6 割を占めているほか、第一種銃猟免許所持者は減少傾向にあり、将来の野生鳥獣保護及び管理の担い手として後継者の確保、育成が課題となっている。

県では、狩猟体験会等の開催、狩猟免許試験の休日実施等による狩猟者の確保や狩猟知識や技能を習得する狩猟マイスター育成スクール、熟練狩猟者によるマンツーマン指導など、狩猟後継者の育成、技術向上を図っている。

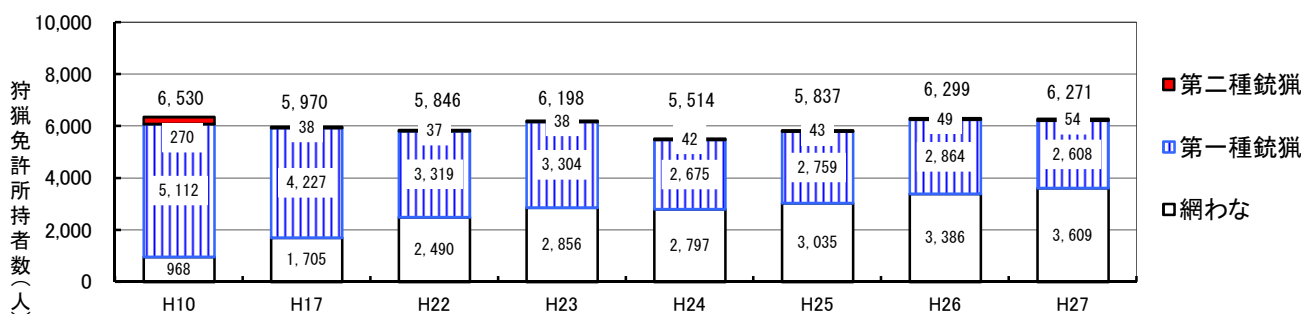


図 2 狩猟免許所持者数の推移

3 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

鳥獣の区分とその保護及び管理の考え方は、次のとおりである。

(1) 希少鳥獣

① 鳥類

本県では、国の特別天然記念物であるコウノトリについて、昭和 30 年から地域

住民と一緒に保護運動を展開し、飼育下での繁殖にも取り組んできた結果、平成 14 年には飼育個体数が 100 羽を超すまでになったところである。

平成 11 年にコウノトリの野生復帰の拠点となる兵庫県立コウノトリの郷公園が開園、平成 15 年にはコウノトリの野生復帰を推進する「コウノトリ野生復帰推進計画」が策定され、平成 17 年度に 7 羽のコウノトリの試験放鳥が実施され、その後、平成 28 年度までに計 41 羽のコウノトリを放鳥した。

コウノトリの野生復帰のためには、河川、水路、農地の水系の繋がり確保や、放鳥地周辺の水田において、減農薬、無農薬栽培により、コウノトリのエサとなる小魚、カエル、その他生物が生息できる環境を再生していこうという試みが、県の関係機関と地元住民の連携のもとに実施されている。

また、県内には天然記念物のイヌワシをはじめとして、クマタカ、チュウヒ等の猛きん類及びブッポウソウが生息しており、これらの生息環境の保全についても努めていく必要がある（兵庫県版レッドデータブック 2013 の A ランクに分類される鳥類は、サンカノゴイ、ヨタカ、シロチドリ、コノハズク、キバシリ、ルリビタキ、ノビタキ、ホオアカ、ノジコ、アオジ、ヨシゴイ、ミゾゴイ、ミサゴ、チュウヒ、イヌワシ、クマタカ、ブッポウソウ、カヤクグリ、サカツラガン、コウノトリ及びウズラの 21 種である）。

② 哺乳類

ワシントン条約附属書Ⅱに搭載されているニホンザルについては、県内に推定で 14～15 の群れが生息しており、農業被害とあわせ地域住民に大きな精神的被害を与えているが、繁殖力が高いとは言えず、群れも分散していることから、大幅な個体数の減少を来さないような保護及び管理が必要となっている。

(2) 狩猟鳥獣

ニホンジカは、捕獲数を上回るペースで生息数や生息域が拡大していると考えられるため、森林動物研究センターの研究成果に基づき、農林業被害が軽減される目安となるシカ目撃効率 1.0 以下となる適正な生息数を目途に、年間の捕獲目標を、平成 25 年度から年間 3 万 5 千頭に、平成 28 年度からは 4 万 5 千頭に拡大して個体数調整を実施している。

また、イノシシもニホンジカと同様に多大な農業被害を引き起こしているため、イノシシ目撃効率 0.2 以下を目安に、農業被害を及ぼしている加害個体の捕獲に向けた取り組みを行っている。

また、六甲山地など都市周辺部で餌付け等により人馴れした個体が市街地に出没し、人身・生活環境被害が発生していることから、餌付け禁止の普及啓発などを実施している。

※目撃効率：狩猟者 1 人が 1 日に 1 頭シカを目撃すれば、目撃効率は 1.0 となる。

ツキノワグマについては、狩猟鳥獣と規定されているが、本県においては平成 8 年兵庫県告示第 1506 号により狩猟による捕獲を禁止していたが、平成 27 年当初の推定生息数が 940 頭と、「ツキノワグマ保護計画」で定めた推定生息数 800 頭以上の区分（狩猟禁止を解除）に該当したことから、平成 28 年度に狩猟禁止を制限的に解除した。

(3) 外来鳥獣等

本県においては、昭和 40 年代から外来生物であるヌートリアの生息が確認され、平成 10 年度にはアライグマの生息も確認される状況となった。

特にアライグマについては、繁殖能力の高さ、天敵の不在等により爆発的にその生息域及び生息数を増やし、人家侵入等の生活環境被害に加え、果樹や野菜等の農業被害も発生し、平成 27 年の農業被害額は 6,433 万円を超える状況となっている。

このため、「兵庫県アライグマ防除指針(平成 18 年 6 月)」や「アライグマ捕獲技術マニュアル」を策定し、捕獲を促進している。

また、市町においては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）に基づく「防除実施計画」を策定し、当該計画に基づいた効果的な防除を推進している。

なお、防除実施計画を策定していない市町においては、法に基づく有害鳥獣捕獲による捕獲を実施する。

(4) 指定管理鳥獣

環境省令で定める指定管理鳥獣の適切な管理のため、当該鳥獣の生息状況、被害状況等を勘案して、必要と認められるときは、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管

理鳥獣等捕獲事業を実施するよう努める。

なお、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、市町が鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定して実施する被害防止のための捕獲等との調整を図る。

(5) 一般鳥獣

① 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣及び外来鳥獣以外の鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

一般鳥獣の適切な保護及び管理のため、国及び県は、自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査などにより生息状況等の把握に努める。

また、国及び県は、全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。

4 狩猟の適正管理

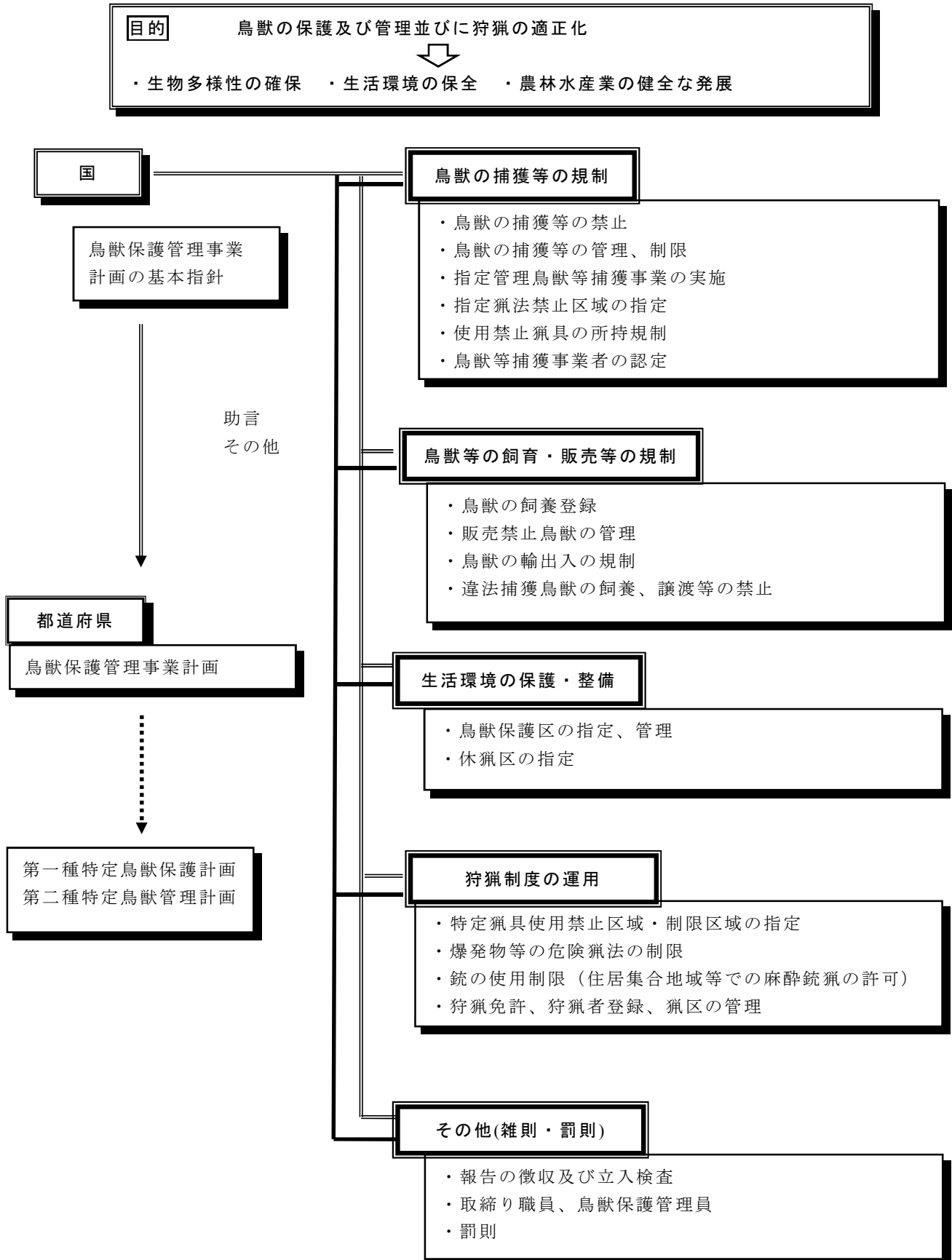
本計画策定時に、本県で独自に狩猟の制限及び緩和を図っているものは、次のとおりである。

鳥 獣 名	制限（緩和）の内容	実施区域
ツキノワグマ※	平成 28 年度 狩猟禁止の制限的な解除※	本 州 部
ニホンジカ	1 日当たりの捕獲数の制限解除	県内全域
ニホンジカ イノシシ	狩猟期間の延長 11 月 15 日から 3 月 15 日まで	県内全域
	くくりわなの輪の直径が 12cm を超えるくくりわなを使用する 方法の禁止の解除	淡路地域

- 【参考】※
- ・平成 8 年度からツキノワグマの狩猟を禁止
 - ・平成 28 年度に次のとおり、ツキノワグマ狩猟禁止を制限的に解除
 - ① 狩猟をすることができる期間
 - 平成 28 年 11 月 15 日から
 - 平成 28 年 12 月 14 日まで
 - ② ①の期間における狩猟をすることができる数
 - 原則、狩猟者 1 人あたり 1 頭
 - 〔年間捕獲頭数 140 頭から当該年度の有害捕獲頭数を差し引いた頭数を上限とする〕

< 参考 >

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の体系



第1章 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

第2章 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 捕獲許可基準の設定にあたっての共通事項

法第9条に基づく鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等の許可基準に係る共通事項は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

- ① 捕獲後の処置の計画等、申請内容から照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化されるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合
- ③ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがある場合又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- ⑥ 法第36条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。)第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けた場合を除く。
- ⑦ 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第38条の2の規定による都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定及び見回りの実施方法、猟具の所有等のうち必要な事項について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付す。

捕獲許可は、個人又は法人(法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に法第9条第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ)のいずれも対象者となり、許可期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲する事も可能である。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

① わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下の基準を満たす基準を設定する。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマの

生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

ア くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

- 1) イノシン、ニホンジカ、ツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。(淡路地域では輪の直径の制限は解除)
- 2) イノシン、ニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

イ とらばさみを使用した方法での許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

ウ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

捕獲した場合に壊されない一定の強度及び構造のある「箱わな」に限る。

② 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着等を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少ないなど保全の必要性が高い鳥獣の種又は群れが分散し生息頭数が多くない地域個体群(ニホンザル)に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うこととし、特定計画が策定されている鳥獣に関しては、科学的で明確な保護及び管理の目標に基づき計画的に行う。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域にかかる捕獲許可にあたっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

2 目的別の捕獲許可の基準

捕獲許可の基準は、目的別に定める。なお、許可対象者の基準は、対象が法人である場合において、その法人の従事者にあつては、以下の規準に適合する必要がある。

2-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

原則として次の規準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

① 研究の目的及び内容

次のアからエまでのいずれにも該当するものであること。

- ア 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- イ 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- ウ 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性又は生理等に関する研究であること。

また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。

エ 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

③ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭又は個）。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭又は個）とする。

- ④ 期間
原則として1年以内とする。
- ⑤ 区域
研究の目的を達成するために必要な区域とする。
- ⑥ 方法
次の各号に掲げる条件に適合するものであること。
 - ア 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。
 - イ 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であつて、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。
- ⑦ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置
 - ア 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
 - イ 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋め込み等を行う場合は、当該処置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。
 - ウ 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。
なお、電波発信機若しくはGPS装置を装着する場合には、必要期間経過後に脱落するものであること。
また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

（2）標識調査（環境省足環を装着する場合）

原則として次の規準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- ① 許可対象者
国若しくは本県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは本県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）
- ② 鳥獣の種類・数
標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥獣各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、鳥類各種各1,000羽以内、その他の者においては鳥類各種各500羽以内。
ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。
- ③ 期間
1年以内とする。
- ④ 区域
規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
- ⑤ 方法
網、わな又は手捕。
- ⑥ 捕獲等又は採取等の措置
足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

（1）第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われる。

- ① 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要

- と認められる者。
- ② 鳥獣の種類・数
第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。
 - ③ 期間
第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。
なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。
 - ④ 区域
第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。
 - ⑤ 方法
可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採用すること。

（２）鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- ① 許可対象者
国若しくは本県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは本県から当該事務を受託した者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
- ② 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。
- ③ 期間
1年以内。
- ④ 区域
申請者の職務上必要な区域。
- ⑤ 方法
禁止猟法は認めない。

（３）傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準によるものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- ① 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は本県から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。
- ② 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。
- ③ 期間
1年以内。
- ④ 区域
必要と認められる区域。
- ⑤ 方法
禁止猟法は認めない。

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

（１）鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的において、許可捕獲する場合の基準は、被害が現に生じている場合だけでなく、被害の恐れがある場合においても許可する基準とする。

- ① 許可対象者
 - ア 原則として、被害等を受けた者又は市町長から依頼等された者とし、次の全ての条件を有する者とする。
 - 1) 銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許を所持する者であること（空気銃を使用する場合にあっては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）。
 - 2) 銃器の使用以外の方法による場合は、網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。
 - 3) 一般社団法人兵庫県猟友会の構成員、その他実績がある者で、捕獲に係る損害賠償保険に加入し、迅速かつ適切に捕獲に従事できる者であること。

イ 銃器の使用以外の方法による捕獲にあって、次の 1)～4)のいずれかの場合に該当するときは、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

- 1) 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合。
 - ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合
 - イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自ら事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合
- 2) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合
- 3) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合
- 4) 法人に対する許可であって、次の条件を全て満たす場合
 - ア) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
 - イ) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
 - ウ) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
 - エ) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

② 鳥獣の種類・数

現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）であること。第一種特定鳥獣保護計画の区域内において、当該特定鳥獣による被害等を防止する場合等については、当該計画における目標との整合に配慮する。

③ 期間

原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

④ 区域

被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないように配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

⑤ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。

(第2表)

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲羽(頭)数	許可対象者	留意事項	
知事	ツキノワグマ	銃器、箱わな	被害発生地域及びその周辺地域であって必要かつ適切な地域	上記③のとおり	必要かつ適切な期間	適切な捕獲数	捕獲許可の基準のとおり	特定計画に基づき実施	果樹類、養蜂等、その他人身・生活環境被害
市町長	ニホンジカ	銃器、わな	被害発生地域及びその周辺地域であって必要かつ適切な地域	上記③のとおり	必要かつ適切な期間	適切な捕獲数	捕獲許可の基準のとおり		水稻、麦類、まめ類、野菜類、スギ・ヒノキの幼壯齢木等
	イノシシ	銃器、わな	被害発生地域及びその周辺地域であって必要かつ適切な地域	上記③のとおり	必要かつ適切な期間	適切な捕獲数	捕獲許可の基準のとおり		水稻、麦類、まめ類、いも類、野菜類、果樹類、タケノコ等、その他人身・生活環境被害
	ニホンザル	銃器、わな	被害発生地域及びその周辺地域であって必要かつ適切な地域	上記③のとおり	必要かつ適切な期間	必要最小限	捕獲許可の基準のとおり	地域個体が絶滅しないよう十分留意する。	野菜類、まめ類、水稻、果樹類、いも類、シイタケ等、その他人身・生活環境被害
	アライグマ	わな	被害発生地域及びその周辺地域若しくは拡散防止を図るために必要な地域	上記③のとおり	必要かつ適切な期間	最大限	捕獲許可の基準のとおり		野菜類 果樹類、いも類等 その他生活被害
	ヌートリア	銃器、わな	被害発生地域及びその周辺地域若しくは拡散防止を図るために必要な地域	上記③のとおり	必要かつ適切な期間	最大限	捕獲許可の基準のとおり		野菜類、水稻、まめ類、いも類等
	スズメカラス類 ドバト ムクドリ ヒヨドリ カワウ	銃器、網、わな	被害発生地域及びその周辺地域であって必要かつ適切な地域	上記③のとおり	必要かつ適切な期間	必要最小限	捕獲許可の基準のとおり		野菜類、麦類、まめ類 水稻、果樹類、魚類等
	その他	捕獲許可の基準に即した内容で上記に準ずる。							

⑥ 近年の鳥獣による被害の状況、傾向、発生地域

ア 被害の状況

1) 農林水産業被害

鳥獣による農林業被害額は、農業が約90%、林業が約10%となっている。

また、鳥獣別については、哺乳類によるものが約90%、鳥類によるものが約10%となっている。

哺乳類による被害は、ニホンジカとイノシシ（イノブタを含む）によるものが約70%を占め、次いでアライグマ、ヌートリア、サル、クマ等の順となっている。

鳥類による被害は、カラス類とスズメによるものが約80%を占め、次いでヒヨドリ、ムクドリ等の順になっている。

農業被害だけで見た場合、イノシシによるものが約40%、次いでニホンジカが約30%となっており、カラス類とスズメが約10%となっている。

なお、被害を受けている農作物は、水稻が最も多く約30%を占め、次いで

サツマイモ、豆類、ハクサイ、キャベツと続いている。

林業被害は、ニホンジカによるものが大半を占めており、水産業被害として、カワウによるアユ稚魚等の食害が深刻化している。

また、中山間地域等では、直接的な農林水産業被害のみならず、生産意欲の減退及び耕作放棄など定住意欲の減退等も引き起こしている。

◆鳥獣による農林業被害[金額]の動向

単位：百万円（第3表）

区 分	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	農業	林業	計	農業	林業	計	農業	林業	計	農業	林業	計	農業	林業	計
鳥類被害	77	0	77	93	0	93	91	0	91	70	0	70	69	0	69
獣類被害	587	221	808	522	185	707	582	120	702	491	67	558	439	63	502
合 計	664	221	885	615	185	800	673	120	793	561	67	628	508	63	571

2) 自然環境被害

ニホンジカの増加が、多くの地域で下層植生の衰退など植生の偏りを招いているほか、カワウによる魚類の食害により在来魚が減少するなど、地域の生態系に悪影響を及ぼしている。

また、アライグマ等外来生物による生態系への影響も懸念されている。

3) 人身被害・精神被害・生活環境被害

ツキノワグマ・イノシシ等が出会い頭に引き起こす人身被害、ツキノワグマ、ニホンザル・イノシシ等が、人の生活圏へ出没し、住民に強い恐怖心や不安感を与えるなどの精神被害を引き起こしているほか、カワウ等によって、人の生活圏と近い場所において、糞や羽の飛散、悪臭、鳴き声騒音等の生活環境被害も発生している。

4) 特定外来生物による生態系被害・農作物被害・生活環境被害

本来、我が国に存在しない特定外来生物であるアライグマ・ヌートリアによる生態系被害が危惧されるとともに、農作物被害（スイカ、ブドウ、イチゴ等）が甚大となっており、またアライグマによる人家侵入被害が増加している。

イ 被害発生地域

農林水産業の被害発生は全県に及ぶが、地域別に見ると、特に、但馬、西播磨、北播磨地域での被害が甚大であり、被害地域は拡大傾向にある。特に高齢化がすすむ農山村地域では、農作物に対する鳥獣被害が農業者の生きがいをも失わせるなど、大きな問題となっている。

また、農林業被害以外の被害発生地域については、次の地域での被害が顕著である。

1) 六甲山イノシシによる人身被害・生活環境被害等

六甲山周辺

2) ツキノワグマ生息地の精神的被害等

主に但馬及び西播磨地域

3) アライグマによる生活環境被害等

主に神戸、阪神、北播磨、中播磨及び丹波地域

◆地域別の農林業被害[金額]発生状況

単位：百万円（第4表）

区 域	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	農業	林業	計	農業	林業	計	農業	林業	計	農業	林業	計	農業	林業	計
神 戸	37	0	37	39	0	39	45	0	45	37	0	37	33	0	33
阪 神	42	0	42	47	0	47	62	0	62	52	0	52	54	0	54
東播磨	8	0	8	50	0	50	45	0	45	26	0	26	33	0	33
北播磨	104	45	149	96	56	152	104	33	137	75	18	93	73	5	78
中播磨	60	6	66	72	6	78	48	14	62	46	14	60	36	11	47
西播磨	89	47	136	63	28	91	67	5	72	50	0	50	41	0	41
北但馬	113	47	160	76	38	114	90	6	96	92	7	99	109	21	130
南但馬	93	70	163	61	52	113	81	60	141	54	27	81	45	26	71
丹 波	32	1	33	41	1	42	49	2	51	61	1	62	33	0	33
淡 路	86	5	91	70	5	75	83	0	83	68	0	68	51	0	51
合 計	664	221	885	615	186	801	674	120	794	561	67	628	508	63	571

- ⑦ 鳥獣の生息状況からみた計画期間中の被害発生状況の予測
 農林業被害額は減少傾向にあるものの、生息域の拡大などによる被害発生地域の拡大などが予測されるとともに、中山間地域を中心に過疎や少子・高齢化による集落維持機能の低下や生産意欲や定住意欲の減退など、獣害による農村環境の悪化が懸念される。
 引き続き、兵庫県森林動物研究センターにおいて開発した生息密度や個体数推定的手法により個体数の把握に努める。
- ア ニホンジカ
 ニホンジカの生息状況については、「出猟カレンダー・有害捕獲カレンダー」「糞塊密度調査」などにより個体数推定を行っており、その生息数は平成22年度をピークに減少傾向に転じているが、分布域は拡大している。農林業被害も、平成22年度をピークに減少しているが、分布が拡大している地域などでは、被害が増加しているところもある。
- イ イノシシ
 イノシシについての正確な生息数を把握することは現在の技術からすれば困難であるが、被害調査等の結果から判断するとその被害範囲は拡大している。
- ウ 人身被害・精神被害
 ツキノワグマ及びニホンザルについては、人身被害や集落等への出没による精神的被害が深刻な状況である。
- エ 新たな課題の発生
 アライグマによる農作物被害・生活環境被害が急増しているとともに、カワウによる水産業被害も懸念される。
- ⑧ 被害防除のための方針
- ア 防護柵の設置
 県、研究機関、市町、農林業団体、農林家等が連携し、被害地域において、加害する鳥獣の習性、防除効率、経費とのバランスを考慮しつつ、効果的な防護柵の設置を行う。なお、防護柵の設置に当たっては、国庫補助事業や県単独事業などの各種助成制度などを活用し、集落単位での取り組みを進めていく。
- イ 獣害に強い集落環境づくり
 自治体や地域住民による耕作放棄地や里山の整備などと併せ、ゴミや農作物の放棄をしないなどの地域での取り組みを徹底することにより、野生鳥獣が近寄りにくい集落環境づくりに努める。
- ウ スギ・ヒノキ等植栽木の防護
 スギ・ヒノキの単木的な防護については、ツリーシェルター、ツリープロテクターなどの活用について現地での適合性を検証の上、普及啓発を図る。
- エ 野生動物共生林整備などの活用による生息地管理
 県民緑税を活用した野生動物共生林整備として、人家・農地に隣接した森林の裾野を帯状に抜き伐りし、見通しを良くすることによって、人と野生動物のバッファゾーン（緩衝帯）を確保するとともに、奥地に生息の場となる広葉樹林の整備を行い、人と野生動物とが棲み分けできる森林整備に努める。
- オ 兵庫県森林動物研究センターによる研究及び普及啓発
 兵庫県森林動物研究センターでの研究課題として、より効果のある被害防除方法について研究を行うとともに、森林動物専門員・同指導員と連携した市町・地域住民へ指導・助言を行う。
- ⑨ 鳥獣の適正管理の実施
- ア 方針
 農林作物等への被害、生活環境や生態系への影響を及ぼし、又はその恐れのある鳥獣について、農林水産業の振興とこれらの鳥獣の地域個体群の安定的維持との両立を図るため、総合的かつ効果的な防除方法、狩猟を含む鳥獣の適正な個体数管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努める。
 さらに、人が排出する生ゴミ等への依存が、鳥獣による被害等の誘因となっていることに鑑み、被害等の防止の観点から、生ゴミ等の適正な処理や餌やり行為の防止、さらには野生鳥獣を近づけない地域環境整備などについて必要な普及啓発を行うとともに、鳥獣の生態や習性に関する知識の普及を含め、関係方面への周知徹底を図ることとする。
 また、野生動物共生林整備など森林整備による「生息地管理」に努める。
- イ 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画
 農林水産物の被害防除方法については、兵庫県森林動物研究センターにおいて重要な研究課題として取り組むこととしており、当該研究成果について普及

活動を通じて速やかに被害地域へフィードバックを行う。

また、当該研究センターにおいては、①生息状況調査の方法及び内容、②研究センターでの研究及び研究成果に基づく管理計画の策定、④他機関の研究者、市町、狩猟者団体等への協力要請、⑤管理実施体制整備、⑥モニタリング調査等が行われる予定であり、これらを通じて個体数管理を実施していく。

(第5表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
ニホンジカ	平成 29 年度 ～ 平成 33 年度	<p>【防除方法の検討】</p> <p>① 農政環境部及び県民局・県民センター(各農林(水産)振興事務所等)を中心に兵庫県森林動物研究センター及び県立農林水産技術総合センターなどの研究機関、市町、農業団体などが連携を図りながら、被害防除研修会の開催等を通じて、効果的な防除方法についての普及啓発を行う。</p> <p>② 兵庫県森林動物研究センターは、県立農林水産技術総合センターなどの研究機関と連携して被害防除試験などの調査研究を行う。</p> <p>③ 兵庫県森林動物研究センターにおいて、被害防除の優良事例の紹介を含めて、効果的な被害防除マニュアルを作成する。</p> <p>【個体数管理】</p> <p>1日当たりの捕獲頭数の制限解除及び猟期延長により、県、市町、狩猟者が連携を図りながら猟友会等との連携による個体数管理を行うとともに、モニタリング調査を併せて実施する。</p> <p>【モニタリング調査と分析】</p> <p>兵庫県森林動物研究センターが中心となって、有害鳥獣捕獲個体を活用した妊娠率調査・年齢査定の情報収集と被害モニタリング調査、区画法や糞塊密度調査、出猟者の捕獲報告と目撃情報による生息密度の情報収集に努め、それらのデータを基にした科学的分析を行い、生息実態に見合った適正な管理手法の検討を行う。</p>	平成 12 年度に特定鳥獣保護管理計画を策定

イノシシ	平成 29 年度 ～ 平成 33 年度	<p>【防除方法の検討】</p> <p>① 農政環境部及び県民局・県民センター（各農林（水産）振興事務所等）を中心に兵庫県森林動物研究センター及び県立農林水産技術総合センターなどの研究機関、市町、農業団体などが連携を図りながら、被害防除研修会の開催等を通じて、効果的な防除方法についての普及啓発を行う。</p> <p>② 兵庫県森林動物研究センターは、県立農林水産技術総合センターなどの研究機関と連携して被害防除試験などの調査研究を行う。</p> <p>③ 兵庫県森林動物研究センターにおいて、被害防除の優良事例の紹介を含めて、効果的な被害防除マニュアルを作成する。</p> <p>④ 六甲山に生息するイノシシについては、関係機関等で構成する「鳥獣関係行政連絡会議」を開催することなどにより、関係機関等が連携した被害防止対策や住民への普及啓発対策を検討する。</p>	平成 21 年度に特定鳥獣保護管理計画を策定
------	---------------------------	---	------------------------

(第 5 表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
ニホンザル	平成 29 年度 ～ 平成 33 年度	<p>【防除方法の検討】</p> <p>① 農政環境部及び県民局・県民センター（各農林（水産）振興事務所等）を中心に兵庫県森林動物研究センター及び県立農林水産技術総合センターなどの研究機関、市町、農業団体などが連携を図りながら、被害防除研修会の開催等を通じて、効果的な防除方法についての普及啓発を行う。</p> <p>② 兵庫県森林動物研究センターは、県立農林水産技術総合センターなどの研究機関と連携して被害防除試験などの調査研究を行う。</p> <p>③ 兵庫県森林動物研究センターにおいて、被害防除の優良事例の紹介を含めて、効果的な被害防除マニュアルを作成する。</p>	平成 21 年度に特定鳥獣保護管理計画を策定
アライグマ ・ ヌートリア	平成 29 年度 ～ 平成 33 年度	<p>【防除方法の検討】</p> <p>① 農政環境部及び県民局・県民センター（各農林（水産）振興事務所等）を中心に兵庫県森林動物研究センター及び県立農林水産技術総合センターなどの研究機関、市町、農業団体などが連携を図りながら、被害防除研修会の開催等を通じて、効果的な防除方法についての普及啓発を行う。</p> <p>② 兵庫県森林動物研究センターは、県立農林水産技術総合センターなどの研究機関と連携して被害防除試験などの調査研究を行う。</p> <p>③ 兵庫県森林動物研究センターにおいて、被害防除の優良事例の紹介を含めて、効果的な被害防除マニュアルを作成する。</p>	平成 18 年度から外来生物法に基づく防除実施計画を作成し国の確認を受けるよう指導

ツキノワグマ	平成 29 年度 ～ 平成 33 年度	<p>【防除方法の検討】</p> <p>① 農政環境部及び県民局・センター（各農林（水産）振興事務所等）を中心に兵庫県森林動物研究センター及び県立農林水産技術総合センターなどの研究機関、市町、農業団体などが連携を図りながら、被害防除研修会の開催等を通じて、効果的な防除方法についての普及啓発を行う。</p> <p>② 兵庫県森林動物研究センターは、県立農林水産技術総合センターなどの研究機関と連携して被害防除試験などの調査研究を行う。</p> <p>③ 兵庫県森林動物研究センターにおいて、被害防除の優良事例の紹介を含めて、効果的な被害防除マニュアルを作成する。</p>	平成 15 年度に特定鳥獣管理計画を策定
--------	---------------------------	---	----------------------

⑩ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

ア 方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町及び農林漁業者等の関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知を徹底するとともに、次に掲げる措置を実施する。特に、関係市町に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導する。

1) 捕獲班の編成

- ・ 捕獲活動に伴う違反・事故等を防止し効果的な捕獲を実施するため、原則として共同捕獲を行う捕獲班を編成し、被害防除体制の整備を図る。
- ・ 捕獲班の編成に当たっては、捕獲技術の優れた者、捕獲のための出動の可能な者等を班員として編成する。
- ・ 捕獲班は、班長と班員で構成し、班長 1 名・班員は必要最小限とする。
- ・ 各市町においては、猟友会員や狩猟免許所持者の実情に応じて、より効果的で効率的な捕獲体制を構築できるよう一般社団法人兵庫県猟友会の各支部等と十分に協議を行う。

2) 捕獲班の編成指導

- ・ 一つの市町では捕獲班の編成が困難な場合等においては、市町を越えた関係市町の協議調整による「広域捕獲班」の編成等を行うよう関係市町間及び関係機関での連携を図る。
- ・ 農林作物等に著しい被害を及ぼすニホンジカ、イノシシ、アライグマ及びヌートリア等の被害地域においては、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、その地域ごとにあらかじめ捕獲班を編成しておくよう努めるとともに、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第 9 条第 1 項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう指導する。

3) 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携した捕獲実施のため、関係部局の連絡を密にするとともに、地域における市町、農林業団体など関係機関による鳥獣被害対策会議等を設置し、効果的な防除対策を講じていく。

また、市町長は、関係団体等の協力を得ながら狩猟後継者の確保に努める。

4) 被害防除対策の充実

特に被害等が慢性的に発生している地域にあっては、必要に応じて、有害鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等防除技術の普及と集落ぐるみでの防護柵の設置や、追い払い等による防除対策を行う体制の整備など、効果的な被害防止が図れるよう市町が中心となって指導する。

さらに、捕獲に必要な資格を有する農林業者の養成についても必要に応じて市町から指導する。

ニホンジカ、イノシシ等農林作物に著しく被害を及ぼす鳥獣で、その生活圏が広域なもの捕獲については、関係市町が連携し、同一の日を決めて一斉捕獲を実施するなど、効果的な捕獲を検討し実施する。

イ 指導事項の概要

指導に当たっての留意事項は、有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定に記載のとおりとする。

⑪ その他

ア 第二種特定鳥獣管理計画との関係

第二種特定鳥獣管理計画の対象地域において、第二種特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合については、原則として被害の防止の目的とする捕獲として取り扱うものとし、市町における捕獲数を定期的に把握するなどして、第二種特定鳥獣管理計画における捕獲目標数等との整合を図る。

イ 被害防除対策との関係

原則として、被害等防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められる時に許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。

ウ 被害がまれである又は従来 of 許可実績が僅少な種の取り扱い

全国的な観点からは、被害等が生じることばまれであるか、又は従来 of 許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

エ 予察捕獲

予察による被害防止の目的での捕獲（以下「予察捕獲」という。）対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。

予察捕獲を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、被害が予察される鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成する。予察表においては、人身被害、事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・作付け、鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察する。予察表は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。都道府県内の広い範囲で予察捕獲が実施され、中長期的な計画的な管理を要する種については、第二種特定鳥獣管理計画を策定する。

オ 狩猟期間中及びその前後における取扱い

狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。あわせて、捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

① 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、又は銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であって、一般社団法人兵庫県猟友会の構成員その他実績がある者で、かつ捕獲に係る損害賠償保険に加入している者であること。

ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下ア～エの条件をすべて満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。

ア 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。

イ 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。

ウ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。

エ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

② 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

③ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏

まえ適切に対応すること。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

- ④ 区域
第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。
- ⑤ 方法
空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させたままとり逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。
また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の銃弾は使用しないよう努める。

2-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の規準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

- ① 許可対象者
博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者
- ② 鳥獣の種類・数
展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭、個）
- ③ 期間
6か月以内
- ④ 区域
規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
- ⑤ 方法
禁止猟法は認めない

(2) 愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めないこととする。
以下、(3)～(5)については、本県での実績及び今後の許可の可能性は低い、計画上は定めておく。

(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

- ① 許可対象者
鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者
- ② 鳥獣の種類・数
人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽、個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。
- ③ 期間
6か月以内
- ④ 区域
住所地と同一市町内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）
ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- ⑤ 方法
網、わな又は手捕り

(4) 鵜飼漁業への利用の目的

- ① 許可対象者
鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者
- ② 鳥獣の種類・数
ウミウ又はカワウ。
鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽又は個）。
- ③ 期間
6か月以内
- ④ 区域
規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
- ⑤ 方法
手捕

(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

- ① 許可対象者
祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）
- ② 鳥獣の種類・数
伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）
- ③ 期間
30日以内
- ④ 区域
規則第7条1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
- ⑤ 方法
禁止猟法は認めない。

(6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の用途の考慮した上で判断する。

3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

3-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋却することにより処理し、山野に放置することのないよう指導する。

また、捕獲物等が鳥獣の保護及び管理に関する学術研究及び環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するとともに、違法なものと誤認されないようにする。

特にツキノワグマについては、必要に応じ、捕獲者の了解を得て学術研究のため研究機関が個体を引き取る。ツキノワグマの毛皮等を、剥製（全体）、敷物（全体）、トロフィー（頭部のみ）として製品化する場合は、違法に輸入されたり国内で密猟されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体については所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

(4) 錯誤捕獲の防止

ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導する。この場合、ツキノワグマが餌を食べて脱出することを学習し餌付け状態とならないよう十分留意することも併せて指導する。また、ツキノワグマの足跡など痕跡が箱わな及びその周辺で発見された場合には、箱わなの扉を閉じるなどツキノワグマの錯誤捕獲を防止する措置をとるよう努める。

なお、錯誤捕獲した個体は、本来、捕獲者が責任を持って放獣すべきであるが、ツキノワグマの放獣には危険が伴うため、県及び市町は、捕獲者の協力のもと、迅速かつ安全な放獣が実施されるように、放獣対策等の整備に努める。

(5) 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施にあたっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、許可捕獲のほか、法第38条の2第1項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、麻醉薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。

3-2 許可権限の市町長への委譲

捕獲許可に係る権限を委譲された市町長は、許可に当たり法、規則、本計画及び第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画（以下、両計画を併せて「特定計画」という。）との整合等に留意した適切な業務を行うとともに、知事に対して許可業務の執行状況を報告する。

(1) 有害鳥獣捕獲許可

法第9条第1項に規定する許可に関する事務（鳥類にあつては卵の採取を含む）のうち、下表の鳥獣に係るものを市町長に委譲している。

委譲年月	区分	鳥獣の種類
平成6年10月	鳥類	カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト (10種類)
	獣類	ノイヌ、ノネコ、イノシシ、ヌートリア、ノウサギ、ニホンザル (6種類)
平成18年4月	獣類	アライグマ、ハクビシン、タイワンリス (3種類)
平成24年4月	鳥類	カワウ (1種類)
	獣類	ニホンジカ (1種類)

第3章 特定計画の作成に関する事項

1 特定計画の作成に関する方針

個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林業被害等を引き起こし、人との間にあつれきが生じている鳥獣、又は地域的に個体数が著しく減少している鳥獣について、兵庫県森林動物研究センターでの研究成果についてフィードバックを行うこととし、当該科学的知見を踏まえ、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護及び管理の目標を設定した法第7条に基づく第一種特定鳥獣保護計画及び法第7条の2に基づく第二種特定鳥獣管理計画を策定し、これに基づき、個体数管理、生息地管理、被害管理を総合的に講じることにより科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に実施し、もって地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と鳥獣との共存を図っていく。

(1) 第一種特定鳥獣保護計画

計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であつて、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護と被害防止の両立を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画

計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣であつて、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点及び長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ被害拡大を防止し、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。

(第6表)

計画作成年度	計 画 作 成 の 目 的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域
平成28年度	ニホンザルによる農業被害や生活被害の軽減を図りつつ、地域個体群の健全な維持をめざし、科学的で計画的な管理を行うことによって、人との棲み分けによる共存を図る。	ニホンザル	平成29年度 ～ 平成33年度	県内全域
平成28年度	科学的・計画的な管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の健全な維持を図りつつ、早急に農林業被害の軽減、被害地域の拡大抑制及び森林生態系の被害抑制を図る。	ニホンジカ	平成29年度 ～ 平成33年度	県内全域
平成28年度	イノシシによる生活環境被害と人身事故の解消、農林業被害の軽減を図りつつ、地域個体群の健全な維持をめざし、科学的で計画的な管理を行うことによって、人との棲み分けによる共存を図る。	イノシシ	平成29年度 ～ 平成33年度	県内全域
平成28年度	ツキノワグマによる人身被害・精神被害の解消、人の生活圏への出没防止を図りつつ、地域個体群の健全な維持をめざし、科学的で計画的な保護及び管理を行うことによって、人との棲み分けによる共存を図る。	ツキノワグマ	平成29年度 ～ 平成33年度	本州部

(3) カワウに係る特定計画

近年、内水面での漁業被害をはじめとする河川生態系の攪乱、樹木枯死や臭害の被害などを引き起こしているカワウについては、府県の境界を越えて移動し広域的な対応が必要であることから、関西広域連合において「関西地域カワウ広域管理計画(H29～31)」を策定している。

2 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の実施に関する方針

知事が作成した第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画を実施する際には、次の事項について配慮する。

(1) 個体数管理に関する方針

推定される生息数が多い鳥獣については、適正な生息数若しくは目標とする被害程度を達成するために、引き続き、狩猟期間の延長や狩猟における捕獲規制の緩和などにより個体数管理を強化するものとする。

生息数が少ないと推定される鳥獣については、個体の特性に見合った対応基準を設定し、地域住民の安全・安心確保並びに精神的被害の軽減を第一に、併せて当該鳥獣の地域個体群の安定的維持を図るため、追い払いや学習放獣などの手法を用いた棲み分けによる人との共存を図る。

(2) 被害管理に関する方針

農林業被害や精神的被害・生活被害を軽減するため、防護柵の設置、野生動物を引き寄せるエサとなる食品廃棄物(生ゴミ)や収穫されなかった野菜の適切な処分、サル監視員を設置し出没情報等の提供を行う等、当該鳥獣が近寄りにくい集落環境の整備を図る。

また、人身事故防止のための普及啓発にも努める。

(3) 生息地管理に関する方針

当該鳥獣の人里等への出没を抑制し、人との棲み分けによる調和のとれた共存を図るため、広葉樹林の整備、集落周辺森林におけるバッファゾーン(緩衝帯)の整備など野生動物共生林整備を活用し推進する。

(4) 対象地域に関する方針

計画の対象地域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし、行政界や明確な地域界を区域線として設定する。

計画の対象とする地域個体群が府県の行政界を越えて分布する場合は、関係府県で整合のとれた対象地域を定めることのできるよう、協議、調整を行う。

第4章 鳥獣の飼養・販売等の規制

1 鳥類の飼養の適正化

(1) 方針

鳥類の違法飼養を根絶し、県民の野鳥保護思想の高揚に努めるとともに、鳥類の飼養の適正化を図るため、違法捕獲及び違法な飼養者に対する指導と取締の強化に努める。

(2) 飼養適正化のための指導内容

- ① 飼養登録制度については、その権限を市町長に委譲しているが、適法飼養鳥類の個体管理のため、登録票の更新の際は、飼養個体と装着許可書（足環）を照合し確認した上で行う。
- ② 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行う。
- ③ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。
- ④ 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養する等、不正な飼養が行われないようにすること。
また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

2 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、許可権限を市町長に委譲しているが、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可する。

- ① 販売の目的が、規則第23条の目的に適合すること
- ② 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

第5章 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

一定の区域を野生鳥獣の保護・増殖を図るための区域として法第28条の規定に基づき、県知事が指定するものでありその方針は次のとおりである。

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

ア 本県の鳥獣生息状況

1) 鳥類

県内では367種が確認されており（「兵庫県版レッドデータブック2013」）、天然記念物のイヌワシをはじめとしてクマタカ、ハヤブサ等の猛きん類が生息し、夏鳥としてホトトギス、ブッポウソウ等、冬鳥としてカモ、ツグミ等の飛来が確認されている。また、渡り鳥の通過時の一時滞在型としてシギ類、チドリ類等が確認されている。

2) 獣類

ニホンジカ、イノシシ等の大型獣の生息数が多く、広範囲に分布しており、特にニホンジカは、県下で約13万9千頭が生息していると推定（生息動向調査及び捕獲個体調査による推定）、その生息域も拡大傾向にある。

ツキノワグマは、鳥取県・岡山県にまたがる東中国地域個体群と京都府を通じて福井県につながる近畿北部地域個体群が生息し、平成27年当初の推定生息数は940頭となっている。

なお、外来生物であるヌートリアについては、水系を中心にほぼ全県に生息域が広がっているとともに、アライグマについては、近年、被害額及び生息域が急速に拡大している。

イ 第1次～第11次鳥獣保護事業計画における鳥獣保護区指定の経緯

第1次鳥獣保護事業計画（昭和39年度樹立）以降、野生鳥獣の保護繁殖及び自然と人間の共生を図るため、野生鳥獣の生息に適した区域を鳥獣保護区として指定している。これまでに指定した鳥獣保護区は、国指定の鳥獣保護区を含めて90箇所40,083ヘクタールとなっており、これは県土面積840,096ヘクタールの約4パーセントを占めている。

また、鳥獣保護区は、氷ノ山山系、六甲山系などのほか、県南部の森林鳥獣生息地を中心に指定している。

ウ 指定に関する方針

鳥獣保護区(以下「保護区」という。)は、鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生息を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理することにより鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として指定し、これを通じて地域における生物多様性の保全にも資するものとする。

また、県民の環境教育の場として利用することによって鳥獣保護管理思想の普及を図ることも目的とする。

1) 設定期間

鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、設定期間は原則として10年以上20年以内とする。

2) 設定地域

鳥獣の生息状況、生息環境等鳥獣の生息に適した地域を優先的に指定するものとし、地域の実情に応じて次の区域を可能な限り取り込むものとする。

- ・自然公園法などの制度によってまとまった面積が保護されている地域
- ・自然とのふれあいの場、又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場が確保できる地域

- ・市街地周辺においては、生息環境の整備などにより鳥類などの生息状況の改善が図られる地域

② 指定区分ごとの方針

野生鳥獣の保護・増殖を図るため生息状況等により次のとおり区分して指定を行なう。

ア 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000haごとに一箇所を選定し、面積は300ha以上となるよう努める。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定するものとし、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努める。

- 1) 多様な鳥獣が生息する地域
- 2) 保全すべき鳥獣の生息密度が高い地域
- 3) 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域
 - ・ 天然林
 - ・ 林相地形が変化に富む地域
 - ・ 溪流又は沼沢を含む地域
 - ・ 餌となる動植物が豊富な地域

イ 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定することとし、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌、休息又はねぐらとするための後背地、又は水面等も可能な限り含める。

- 1) 現在、渡来する鳥類の種数又は個体数の多い地域
- 2) かつて渡来する鳥類の種数又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられる地域

ウ 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

既指定の保護区及び計画期間中の設置目標については、第7表のとおりとする。

単位：ha、箇所 (第7表)

区分	鳥獣保護区 指定の目標	既指定 鳥獣保護区 (A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					
				29年度	30	31	32	33	計(B)	29年度	30	31	32	33	計(C)
森林鳥獣 生息地	箇所	56	56	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	面積	16,800	35,475	変動面積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
集団渡来地	箇所	—	2	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	面積	—	290	変動面積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
身近な鳥獣 生息地	箇所	—	30	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	面積	—	3,738	変動面積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	箇所	56	88	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	面積	16,800	39,503	変動面積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる 鳥獣保護区						計画期間中 の増△減*	計画終了時の 鳥獣保護区**	
29年度	30	31	32	33	計(D)	29年度	30	31	32	33	計(E)			
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	56
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	35,475
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	290
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,738
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	88
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39,503

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E
**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

① 鳥獣保護区の指定計画

- ア 森林鳥獣生息地の保護区
指定計画なし
- イ 大規模生息地の保護区
指定計画なし
- ウ 集団渡来地の保護区
指定計画なし
- エ 集団繁殖地の保護区
指定計画なし
- オ 希少鳥獣生息地の保護区
指定計画なし
- カ 生息地回廊の保護区
指定計画なし
- キ 身近な鳥獣生息地の保護区
指定計画なし

② 既指定鳥獣保護区の変更計画（本計画期間中に期間更新を行う保護区は第8表のとおりである。）

(第8表)

年 度	指定区分	名 称	変更区分	指定面積の異動(ha)			変更後の指定期間	変更理由	備 考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成29年度	集団渡来地	伊丹 鳥獣保護区	期間更新	185	0	185	29.11.01~39.10.31		特別保護地区を含む
	森林鳥獣生息地	鐘射山 "	期間更新	303	0	303	29.11.01~39.10.31		
	身近な鳥獣生息地	宝塚市太原野 "	期間更新	10	0	10	29.11.01~39.10.31		
	身近な鳥獣生息地	柏原八幡 "	期間更新	6	0	6	29.11.01~39.10.31		
	森林鳥獣生息地	五峰山 "	期間更新	350	0	350	29.11.01~39.10.31		特別保護地区を含む
	森林鳥獣生息地	高松山 "	期間更新	280	0	280	29.11.01~39.10.31		
	森林鳥獣生息地	西脇市西林寺山 "	期間更新	438	0	438	29.11.01~39.10.31		特別保護地区を含む
	身近な鳥獣生息地	竹谷山 "	期間更新	149	0	149	29.11.01~39.10.31		
	森林鳥獣生息地	日和山 "	期間更新	111	0	111	29.11.01~39.10.31		特別保護地区を含む
	身近な鳥獣生息地	堂山 "	期間更新	3	0	3	29.11.01~39.10.31		
	森林鳥獣生息地	姫路市山田 "	期間更新	807	0	807	29.11.01~39.10.31		
	身近な鳥獣生息地	日吉 "	期間更新	176	0	176	29.11.01~39.10.31		
	森林鳥獣生息地	観音山 "	期間更新	102	0	102	29.11.01~39.10.31		
	森林鳥獣生息地	中町妙見山 "	期間更新	614	0	614	29.11.01~39.10.31		
	森林鳥獣生息地	峰山 "	期間更新	1,520	0	1,520	29.11.01~39.10.31		
	身近な鳥獣生息地	桜山 "	期間更新	722	0	722	29.11.01~39.10.31		
身近な鳥獣生息地	宮ノ上 "	期間更新	12	0	12	29.11.01~39.10.31			
森林鳥獣生息地	稲美中部 "	期間更新	311	0	311	29.11.01~39.10.31			
計		18箇所		6,099	0	6,099			
平成30年度	身近な鳥獣生息地	加西市一乗寺 "	期間更新	94	0	94	30.11.01~40.10.31		
	森林鳥獣生息地	北条 "	期間更新	620	0	620	30.11.01~40.10.31		
	森林鳥獣生息地	姫路市 "	期間更新	761	0	761	30.11.01~40.10.31		
	森林鳥獣生息地	相生市日ノ浦 "	期間更新	176	0	176	30.11.01~40.10.31		
	森林鳥獣生息地	赤穂市坂越 "	期間更新	54	0	54	30.11.01~40.10.31		特別保護地区(生鳥)含む
	森林鳥獣生息地	御嶽山 "	期間更新	1,085	0	1,085	30.11.01~40.10.31		
	森林鳥獣生息地	有馬富士 "	期間更新	1,050	0	1,050	30.11.01~40.10.31		
	森林鳥獣生息地	東山 "	期間更新	533	0	533	30.11.01~40.10.31		
	身近な鳥獣生息地	県立淡路島公園	期間更新	1,023	0	1,023	30.11.01~40.10.31		
	計		9箇所		5,396	0	5,396		
平成31年度	森林鳥獣生息地	兎和野高原 "	期間更新	350	0	350	31.11.01~41.10.31		
	森林鳥獣生息地	鉢北高原 "	期間更新	533	0	533	31.11.01~41.10.31		
	身近な鳥獣生息地	甲賀山 "	期間更新	7	0	7	31.11.01~41.10.31		
	身近な鳥獣生息地	波々伯部 "	期間更新	15	0	15	31.11.01~41.10.31		
	身近な鳥獣生息地	菖蒲谷 "	期間更新	86	0	86	31.11.01~41.10.31		
計		5箇所		991	0	991			
平成32年度	森林鳥獣生息地	雌岡山 "	期間更新	132	0	132	32.11.01~42.10.31		
計		1箇所		132	0	132			
平成33年度	森林鳥獣生息地	高取山 "	期間更新	823	0	823	33.11.01~43.10.31		
	森林鳥獣生息地	増位山 "	期間更新	862	0	862	33.11.01~43.10.31		
	身近な鳥獣生息地	桃屋ダム翠明湖	期間更新	95	0	95	33.11.01~43.10.31		
計		3箇所		1,780	0	1,780			

2 特別保護地区の指定

鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要があると認める区域として、法第29条の規定に基づき県知事が指定するものであり、その方針は次のとおりである。

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

特別保護地区は、鳥獣保護区の区域内において、特に鳥獣の生息環境を保全する上で重要な地区を指定することとするが、現在、国指定特別保護地区を含めて13か所、1,534ヘクタール指定しており、既指定鳥獣保護区(40,083ヘクタール)の約3パーセントとなっている。

森林鳥獣生息地の鳥獣保護区においては8か所、集団渡来地の鳥獣保護区においては2か所、身近な鳥獣生息地の鳥獣保護区においても1か所の特別保護地区の指定を行っている。

なお、本事業計画期間において期間満了となる特別保護地区については、生息地環境保全の重要性から積極的に再指定することとし、指定期間は、特別保護区を含む鳥獣保護区の指定期間に合わせる。

② 指定区分ごとの方針

ア 森林鳥獣生息地の特別保護地区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域を指定する。

イ 集団渡来地の特別保護地区

渡来する鳥類の採餌区域及び休息やねぐらとして重要と認められる区域を指定する。

ウ 身近な鳥獣生息地の特別保護地区

鳥獣の誘致、鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域を指定する。

(2) 特別保護地区指定等計画

既指定の特別保護地区及び計画期間中の設置目標は、第9表のとおりとする。

単位：ha、箇所 (第9表)

区 分	特別保護地区 指 定 の目標	既 指 定 特別保護地区 (A)		本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定を含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
				29年度	30	31	32	33	計(B)	29年度	30	31	32	33	計(C)
森林鳥獣 生息地	箇所	0	8	箇 所	3	1	—	—	—	4	—	—	—	—	—
	面積	0	1,231	変動面積	64	9	—	—	—	73	—	—	—	—	—
集団渡来地	箇所	—	2	箇 所	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
	面積	—	128	変動面積	28	—	—	—	—	28	—	—	—	—	—
身近な鳥獣 生息地	箇所	—	1	箇 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	面積	—	38	変動面積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	箇所	0	11	箇 所	4	1	—	—	—	5	—	—	—	—	—
	面積	0	1,397	変動面積	92	9	—	—	—	101	—	—	—	—	—

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる 特別保護地区 (再指定を含む)						計画期間中 の増△減*	計画終了時の 特別保護地区 **	
29年度	30	31	32	33	計(D)	29年度	30	31	32	33	計(E)			
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	8
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	73	1,231
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28	128
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	38
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	11
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	101	1,397

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E
**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

(3) 特別保護地区指定等内訳

計画期間中に再指定を予定する地区は、第10表のとおりである。(新しく指定を予定する地区は該当なし)

(第10表)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備 考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積(ha)	指定期間	指定面積(ha)	指定期間	指定面積(ha)	指定期間	
平成29年度	集団渡来地	伊丹鳥獣保護区	185	29.11.01~39.10.31	28	29.11.01~39.10.31	—	—	再指定
	森林鳥獣生息地	五峰山 〃	350	29.11.01~39.10.31	14	29.11.01~39.10.31	—	—	再指定
	森林鳥獣生息地	西脇市西林寺山 〃	438	29.11.01~39.10.31	36	29.11.01~39.10.31	—	—	再指定
	森林鳥獣生息地	日和山 〃	111	29.11.01~39.10.31	14	29.11.01~39.10.31	—	—	再指定
計	4箇所		1,084	—	92	—	—	—	
平成30年度	森林鳥獣生息地	赤穂市坂越 鳥獣保護区 (生島特別保護地区)	54	30.11.01~40.10.31	9	30.11.01~40.10.31	—	—	再指定
計	1箇所		54	—	9	—	—	—	
合計	5箇所		1,138	—	101	—	—	—	

3 休猟区の指定

減少した狩猟鳥獣の回復・増加を図るため、法第 34 条の規定に基づき県知事が指定するものであり、その方針は次のとおりである。

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。また、休猟区の指定に当たっては、地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りが無いよう配慮する。なお、休猟区の指定期間満了後は、周辺地域の農林水産業被害等の状況も踏まえながら、可能な限り、当該休猟区に隣接する地区を新たな休猟区に指定するよう努める。

休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha 以上となるよう努めるものとし、さらに、休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努める。

また、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するものとし、また、狩猟鳥獣による農林水産業被害等の状況に応じて、指定の延期又は第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進める。

(2) 休猟区指定計画

(第 11 表)

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備 考
平成 30 年度	三木市	吉川町西部休猟区	2,724 ha	3 年	吉川町西部、吉川町東部休猟区を 3 年ごとに交互に指定
平成 33 年度	三木市	吉川町東部休猟区	2,921 ha	3	

(3) 特例休猟区指定計画

該当なし

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

① 管理施設の設置

県知事は、鳥獣保護区、特別保護地区、特定猟具使用禁止区域及び休猟区等の境界線が明らかになるよう標識（制札）の整備を行う。

② 観察等利用施設の整備

県知事若しくは市町長は、鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察路、観察舎等の利用施設の整備に努める。

③ 調査・巡視等管理の充実

鳥獣保護管理員及び県職員が巡視を行い管理するとともに、鳥獣保護区内の鳥獣の生息状況や環境条件の変化等の把握に努める。

④ 保全事業に関する基本的な考え方

人家・農地に隣接した森林の手入れがなされていないため、野生動物の生息環境が人家・農地にまで及び農作物被害や人的被害が発生している。このため、本県では平成18年度より県民緑税を活用した「野生動物共生林整備」として、人家・農地に隣接した森林の裾野を帯状にぬき切りし、奥地に生育の場となる広葉樹林の整備を行い、野生動物の生息地として人と棲み分けのできる森林の整備を行っている。

当該「野生動物共生林整備」について、鳥獣保護区にて実施する場合においては保全事業に位置づけるものとし、事業実施を行う。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第12表)

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	合 計
標識類 の整備	制 札	18箇所 204本	9箇所・ 180本	5箇所・ 31本	1箇所・ 5本	3箇所・ 135本	36箇所・ 555本

② 利用施設の整備

具体の計画は有しないが、市町における適宜の実施は妨げない。

③ 調査、巡視等の計画

(第13表)

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
巡 視	箇所数	90	90	90	90	90
	人数	48	48	48	48	48
巡 視 事 項		・ 標識(制札)の管理 ・ 違法捕獲の防止 ・ 狩猟者への指導 ・ 鳥獣の生息調査				

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

(第14表)

鳥獣保護区名	鳥獣の生息環境の悪化状況等の概要
該当なし	—

第6章 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、指定猟法禁止区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。

① 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び多くの人が集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

② 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域(社寺境内及び墓地)

③ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生や錯誤捕獲のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

単位：ha、箇所 (第15表)

区分	既指定特定 猟具使用禁 止区域 (A)		本計画期間に指定する 特定猟具禁止区域						本計画期間に区域拡大する 特定猟具禁止区域						
			29年度	30	31	32	33	計(B)	29年度	30	31	32	33	計(C)	
銃猟に伴う 危険を予防 するた めの区 域	箇所	166	箇 所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	面積	200,374	変動面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
わな猟に伴 う危険を予 防するた めの区 域	箇所	(6)	箇 所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	面積	(1,375)	変動面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

本計画期間に区域縮小する 特定猟具禁止区域						本計画期間に廃止又は期間満了により 消滅する特定猟具禁止区域						計画期間中 の増△減*	計画終了時の 特定猟具禁止 区域**		
29年度	30	31	32	33	計(D)	29年度	30	31	32	33	計(E)				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	166	* 箇所数についてはB-E
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	200,374	面積についてはB+C-D-E
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	**箇所数についてはA+B-E
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	面積についてはA+B+C-D-E

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第16表)

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具禁止区域 所在地	特定猟具禁止区名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考	特定猟具禁止区域 所在地	特定猟具禁止区名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考
平成29年度	赤徳郡上郡町	石堂・丸山特定猟具使用禁止区域(銃器)	1,048	29.11.01~39.10.31	再指定					
	豊岡市	但馬空港 "	452	29.11.01~39.10.31	再指定					
	豊岡市	豊岡・城崎円山川 "	337	29.11.01~39.10.31	再指定					
	豊岡市	六方川 "	8	29.11.01~39.10.31	再指定					
	姫路市	安富ダム "	23	29.11.01~39.10.31	再指定					
	朝来市	夜久野 "	88	29.11.01~39.10.31	再指定					
	小野市	小野市櫻山 "	143	29.11.01~39.10.31	再指定					
	赤徳市	赤徳市太津 "	240	29.11.01~39.10.31	再指定					
	加西市	加西市西部 "	615	29.11.01~39.10.31	再指定					
	淡路市	常盤ダム "	12	29.11.01~39.10.31	再指定					
	小野市	小野市日吉 "	34	29.11.01~39.10.31	再指定					
	小野市	小野市匠台 "	287	29.11.01~39.10.31	再指定					
	小野市	小野市万勝寺 "	148	29.11.01~39.10.31	再指定					
	豊岡市	野上 "	232	29.11.01~39.10.31	再指定					
丹波市	柏原川 "	7	29.11.01~39.10.31	再指定						
計		15箇所	3,674							
平成30年度	篠山市	黒石ダム "	3	30.11.01~40.10.31	再指定					
	淡路市	あわじ花さじき "	35	30.11.01~40.10.31	再指定					
	南あわじ市	兵庫県鳴門海峡及び沼島 "	10,000	30.11.01~40.10.31	再指定					
	三田市	三田 "	7,849	30.11.01~40.10.31	再指定					
	神戸市	神戸市西区 "	2,554	30.11.01~40.10.31	再指定					
	西脇市	鳴尾山 "	143	30.11.01~40.10.31	再指定					
	小野市	小野中央 "	1,075	30.11.01~40.10.31	再指定					
	丹波市	石生 "	250	30.11.01~40.10.31	再指定					
	神戸市	有馬町 "	100	30.11.01~40.10.31	再指定					
	姫路市	書写 "	126	30.11.01~40.10.31	再指定					
	神崎郡神河町	グリーンエコー笠形 "	108	30.11.01~40.10.31	再指定					
	豊岡市	円山川公苑 "	86	30.11.01~40.10.31	再指定					
	美方郡香美町	矢田川 "	37	30.11.01~40.10.31	再指定					
	養父市	鉢伏高原 "	539	30.11.01~40.10.31	再指定					
	篠山市	今田南部 "	70	30.11.01~40.10.31	再指定					
	宝塚市	宝塚西谷の森 "	101	30.11.01~40.10.31	再指定					
	小野市	小野市小田上 "	138	30.11.01~40.10.31	再指定					
淡路市	北淡震災記念公園 "	97	30.11.01~40.10.31	再指定						
赤徳市	有年・周世 特定猟具使用禁止区域(銃器・くくりわな)	266	30.11.01~40.10.31	再指定			同左			
計		19箇所	23,577							
平成31年度	佐用郡佐用町	吾勝 特定猟具使用禁止区域(銃器)	7	31.11.01~41.10.31	再指定					
	佐用郡佐用町	塩田 "	63	31.11.01~41.10.31	再指定					
	丹波市	倉町野 "	64	31.11.01~41.10.31	再指定					
	篠山市	篠山 "	1,272	31.11.01~41.10.31	再指定					
	篠山市	篠山市武庫川 "	60	31.11.01~41.10.31	再指定					
	加西市	北条 "	432	31.11.01~41.10.31	再指定					
	加東市	永福・横谷 "	430	31.11.01~41.10.31	再指定					
	小野市	小野市中谷町 "	215	31.11.01~41.10.31	再指定					
	丹波市	三原 "	545	31.11.01~41.10.31	再指定					
	姫路市	明神山 "	137	31.11.01~41.10.31	再指定					
計		10箇所	3,225							
平成32年度	加西市	加西北部 特定猟具使用禁止区域(銃器)	237	32.11.01~42.10.31	再指定					
	佐用郡佐用町	利神城 "	148	32.11.01~42.10.31	再指定					
	佐用郡佐用町	大撫山 "	1,035	32.11.01~42.10.31	再指定					
	朝来市	青倉山 "	78	32.11.01~42.10.31	再指定					
	川辺郡猪名川町	猪名川 "	1,790	32.11.01~42.10.31	再指定					
	神戸市	神出 "	800	32.11.01~42.10.31	再指定					
	三木市	グリーンピア三木 "	347	32.11.01~42.10.31	再指定					
	姫路市	雲彦山 "	60	32.11.01~42.10.31	再指定					
	姫路市	城山 "	155	32.11.01~42.10.31	再指定					
	神崎郡神河町	猪篠 "	56	32.11.01~42.10.31	再指定					
	丹波市	市島町竹田川 "	95	32.11.01~42.10.31	再指定					
計		11箇所	4,801							
平成33年度	加東市	高室池 特定猟具使用禁止区域(銃器)	25	33.11.01~43.10.31	再指定					
	神戸市、芦屋市、西宮市、姫路市	阪神湾岸 "	14,018	33.11.01~43.10.31	再指定					
	加東市	嬉野 "	134	33.11.01~43.10.31	再指定					
	姫路市	寺CSR "	210	33.11.01~43.10.31	再指定					
	姫路市	打越緑台 "	57	33.11.01~43.10.31	再指定					
計		5箇所	14,444							

2 特定猟具使用制限区域の指定方針

法第 35 条第 1 項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を許可制とすることが必要な区域について指定することができる」とされており、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じ指定する。

3 指定猟法禁止区域

(1) 方針

法第 15 条第 1 項に規定する指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定する。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じるおそれのある区域が判明した場合には、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握・分析し、関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 指定計画

① 全体計画

(第 17 表)

年 度	指定猟法の種類	箇所数	面 積 (ha)	備 考
平成 15 年度	鉛製散弾の使用禁止	1	1 4 0	

② 個別計画

(第 18 表)

年 度	指定猟法の種類	区域名称	面 積 (ha)	存続期間	備 考
平成 15 年度	鉛製散弾の使用禁止	千刈水源池鉛散弾使用禁止区域	1 4 0	指定なし	法第 12 条第 2 項に基づく鉛製散弾使用禁止区域からの移行

4 猟区設定のための指導

(1) 方針

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区設定の認可に当たっては次の点を十分考慮する。

- ① 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ているなど、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認める。
- ② 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、本県へ狩猟者登録を行った多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。
- ③ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

(2) 設定指導の方法

猟区を活用した狩猟初心者の育成について、設定者は、必要に応じて狩猟団体等とも連携し、積極的な取組を進める。

第7章 兵庫県森林動物研究センターに関する事項

1 兵庫県森林動物研究センターの目的及び機能

人と野生動物と森林等の自然環境との調和のとれた共存をめざし、科学的で計画的な野生動物の保全と管理(ワイルドライフ・マネジメント)を推進するために必要な科学的知見と情報を提供する拠点施設として、平成19年4月に開設した。

研究部では、兵庫県立大学の自然・環境科学研究所の一部門として「森林・動物系」を増設し、大学の研究部門と実践活動を支援する行政との連携により、研究成果をもとに地域の実情に応じた課題解決に取り組んでいる。

また、調査結果や研究成果を生かし、現場対応や被害対策指導、森林整備指導等を担う専門技術者を森林動物専門員、森林動物指導員として当該研究センター並びに各県民局に配置している。施設の主な機能は次のとおり。

(1) 野生動物に関する調査・研究機能

野生動物に関する科学的データの収集、蓄積、分析と将来予測などを行う。

- ① 被害問題や絶滅危惧など社会的な課題の大きい野生獣類を当面の対象とする調査研究
- ② 個体数管理・生息地管理・被害管理などに寄与する調査研究
- ③ 「施策の企画立案支援」や「現場対応の技術支援」機能に寄与する調査研究

(2) 行政施策の企画立案支援機能

調査研究の成果や現場対応の実績をもとに本県の行政施策を支援する。

- ① 行政課題の明確化と解決策などの提案
- ② 鳥獣保護管理事業計画、特定計画、地域森林計画などの策定や見直し支援
- ③ 行政施策の立案や県民の合意形成に関する調査、情報収集、データ分析及び知見や技術の提供

(3) 現場対応の技術支援機能

研究員と森林動物専門員の連携により行政の担当者や地域住民の現場対応を支援する。

- ① 農林業被害集落の調査・現状把握及び住民主体の被害に強い集落環境づくりの支援
- ② 危機管理、生息地管理、絶滅回避や増加の著しい野生動物に対する個体数調整に関する支援
- ③ 野生動物の出没現場における関係者の連絡調整、ツキノワグマの放獣の実施や追い払い体制に関する支援

(4) 人材育成機能

ワイルドライフ・マネジメントを担う人材の育成と一般県民への普及啓発を図る。

- ① 県、市町などの行政担当職員の育成
- ② 狩猟者の確保と捕獲技術者の育成
- ③ 県民、NPOなどの保護管理活動の支援や県民向けセミナーの開催

(5) 情報発信・ミュージアム機能

様々な方法により野生動物に関する情報発信を行う。

- ① 野生動物に関する情報収集と発信・展示、相談窓口の設置
- ② モデル地域におけるエコミュージアムの促進
- ③ 実験調査フィールドの公開などミュージアム機能

2 施設の概要等

(第19表)

開設年度	平成19年度
所在地	丹波市青垣町沢野940 Tel.0795-80-5500(代) fax0795-80-5506 URL http://www.wmi-hyogo.jp 開所時間 平日(土、日、祝日を除く) 8:45~17:30
施設の内容	<p>[研究棟] 敷地面積 1.77ha 延床面積 1,585 m² 木造一部鉄筋コンクリート造 平屋建て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示ロビー ・セミナー室 (50席) ・会議室(24席) ・研究室 ・実験室 ・標本収蔵室 ・執務室 <p>[車庫倉庫棟] 延床面積 117 m² 鉄骨造</p> <p>[駐車場] グリーンパーキング 28台 大型バス 1台 身体障害者用 1台</p>
施設の概要	<p>兵庫県立大学自然・環境科学研究所の一部門(森林・動物系)として増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究員 (県立大学教員) 6名 ・森林動物専門員 5名 ・その他事務職員
利用の方針	研究員及び森林動物専門員を配置し、調査研究及び普及指導活動等を実施

第8章 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 鳥獣保護管理対策調査

(1) 経緯及び方針

鳥類生息分布調査を県内全域にわたって平成3～5年度にかけて実施した。

また、ツキノワグマの生息調査を平成5～7年度に実施した。

ニホンジカ生息調査については、平成8年度と平成11年度には区画法と糞塊法により実施してきたところであり、平成12年度以降、毎年糞塊密度調査を実施しているところである。

ガン・カモ類の渡来状況調査は、昭和45年から毎年実施してきたところである。

本計画期間においても、その後の環境の変化に伴う鳥類生息状況の変動やツキノワグマ・ニホンジカの生息状況を適宜把握するために継続して調査するとともに、イノシシの生息調査を実施し、鳥獣の保護及び管理対策の充実に努める。

さらに、ガン・カモ類の渡来状況調査についても継続実施する。

また、ニホンザル・アライグマ・ヌートリアについても、生息状況等科学的情報の収集に努める。

なお、カワウについては、関西広域連合が、「第2次関西広域カワウ広域管理計画」に基づき生息調査等を実施している。(http://www.kouiki-kansai.jp/contents.php?id=124)

(2) 狩猟鳥獣生息調査及び鳥獣生息分布調査

① 調査の概要

毎年、全狩猟者からニホンジカ及びイノシシ猟に関する出猟記録、その他鳥獣も含めた捕獲・目撃情報を入手し、捕獲数の動向や捕獲効率など把握する。

② 調査計画

(第20表)

対象種類	調査年度	調査内容	調査方法	備考
全狩猟鳥獣	平成24年度 ～ 平成28年度	1 捕獲場所 (県内の5kmメッシュ番号) 2 捕獲した鳥獣の種類 3 捕獲した鳥獣の数量 4 どの場所でどんな鳥獣が増えた、減った、新たに見た、見なくなった、増減なし等の所感(県内の5kmメッシュ番号)	狩猟登録者全員に「狩猟者登録証(裏面の捕獲報告に記載してもらおう)」及び「シカ・イノシシ出猟カレンダー+生息動向調査」を配布し、左記の情報を記入の上、狩猟者登録証の返納時に併せて回収したものを、データベースへ入力し各種の分析を行う。	
ニホンジカ ・ イノシシ	平成24年度 ～ 平成28年度	1 出猟日 2 捕獲日 3 捕獲場所 (県内の5kmメッシュ番号) 4 捕獲数調査 5 個体性別 6 目撃情報		

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査は、環境省からの依頼に基づき本県に所在するこれらの鳥類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態を調査する。

本調査は、毎年1月中旬の、別に定める日(1月15日前後うちの1日)に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。

なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに、熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努める。また、平成16年からは、本調査時においてカワウのカウントを実施。

(第21表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
伊丹市（昆陽池） 加古川市（平荘湖） 小野市（鴨池） 三田市（福島大池） など合計 221 か所	平成 29 年度 ～ 平成 33 年度	毎年、定期（1月15日前後うちの1日）に、日本野鳥の会ひょうごなどの協力を得て目視により種類別の渡来羽数の状況と変動状況の調査を実施する。	

(4) 希少鳥獣等調査

① 方針

希少鳥獣の生息調査結果について、資料収集に努める。

② 調査の概要

鳥類ではヨシゴイ、ミゾゴイ、イヌワシ、クマタカ、ハチクマ、チュウヒ、ミサゴ、ブッポウソウ、カヤクグリ等、哺乳類ではヤマネ、モモンガ、ムササビ等の地域的に絶滅の恐れのある鳥獣については、過去の生息状況等の資料収集整理及び林地開発計画等の際に実施される環境調査結果等の情報収集に努める。

また、県内の特定環境に生息するブッポウソウ、ゴジュウカラ、キバシリ、コマドリ、コルリ等や洞穴性、樹洞性のコウモリ（住家性のアブラコウモリを除く）等の希少な鳥獣の生息状況の情報収集にも努める。

(5) 鳥獣管理対策調査

① 方針

農林業被害の軽減を図るため、有害鳥獣捕獲実施者に対するアンケート調査を実施することとし、有害鳥獣の捕獲効率・目撃効率などから鳥獣の生息状況を把握に努める。

② 調査の概要

有害鳥獣捕獲許可対象者に調査票を配布し、許可対象鳥獣の捕獲従事日数・捕獲数のほか、各種鳥獣の目撃情報などの記載を依頼し、鳥獣の生息動態の一端を把握する。

2 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、既に指定されている鳥獣保護区等又は新規指定の候補地となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査に努める。

なお、被害等の状況等の調査を実施する場合には、関係部局の協力を得て行う。

また、鳥獣保護区及び休猟区の指定効果を把握することに努める。

第9章 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員の配置については、鳥獣保護管理事業計画及び特定計画の内容、鳥獣の生息状況や被害状況及び捕獲状況、狩猟者登録を受けた者の入り込み数等を勘案して行い、鳥獣保護管理事業の実施に支障のないようにする。

(2) 設置計画

(第22表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考	
	専任	兼任	計	専任	兼任	計		
本 庁	農政環境部環境創造局 鳥獣対策課 (行政職員)	5	—	5	5	—	5	企画立案
地方機関	兵庫県森林動物研究センター (森林動物専門員)	5	—	5	5	—	5	普及指導
	神戸農林振興事務所 森林課	—	1	1	—	1	1	狩猟取締 狩猟者登録 捕獲許可 免許更新 特定計画に係る 市町・県民への指 導
	阪神農林振興事務所 里山・森林課	—	1	1	—	1	1	
	加古川農林水産振興事務所 森林課	—	1	1	—	1	1	
	加東農林振興事務所 森林課	—	1	1	—	1	1	
	姫路農林水産振興事務所 森林課	—	1	1	—	1	1	
	光都農林振興事務所 森林第1課	—	3	1	—	3	1	
	豊岡農林水産振興事務所 森林課	—	2	1	—	2	1	
	朝来農林振興事務所 森林第2課	—	1	1	—	1	1	
	丹波農林振興事務所 森林課	—	1	1	—	1	1	
	洲本農林水産振興事務所 森林課	—	1	1	—	1	1	
計	10	13	20	10	13	20		

※上記の鳥獣担当職員のほか、各農林（水産）振興事務所等（10か所）に森林動物指導員を配置することとし、市町、県民に対し、野生動物に配慮した森林整備などの生息地管理を指導する。

(3) 研修計画

国の開催する「野生生物研修」に新たに鳥獣行政を担当することとなった職員を派遣し、鳥獣保護管理行政の推進のために必要となる法令、知識等の習得に努める。

また、地方機関の鳥獣保護管理行政担当者を対象として、法に基づく事務等の周知を図る。

(第23表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内容・目的	備 考
野生生物研修	国（環境省）	5月下旬	1回	全国	1	新任職員のための野生生物関係法令・知識全般	本庁職員等

3 保護及び管理の担い手の育成

(1) 方針

- ① 兵庫県森林動物研究センターによるワイルドライフ・マネジメントの推進
全国にも開かれたワイルドライフ・マネジメントの担い手（専門家、実務者、行政担当者等）となる人材を育成する。
- ② 森林動物専門員の配置
同研究センターにおいて、野生動物の保護及び管理並びに森林等生息環境の整備に関する専門技術者として森林動物専門員を配置し、野生動物による人とのあつれきの解消や生態系に対する被害の防止に向けた実践活動の普及・指導を実施する。
- ③ 県民への鳥獣保護及び管理に対する意識の醸成
青少年を対象とした自然環境教育において、鳥獣に関する学習も取り入れていくことを関係者に働きかけていくとともに、関係機関と連携して、フォーラム、セミナーなどの開催等、幅広い年代の県民を対象に県民の鳥獣保護及び管理に対する理解を深めることにより、保護及び管理の担い手の育成を図っていく。
- ④ 狩猟後継者の確保と育成
野生動物の保護及び管理の中心的な担い手である狩猟免許所持者の確保と育成が喫緊の課題であるため、狩猟免許試験を受験しようとする者が受講する狩猟免許初心者講習会への支援や有害鳥獣捕獲入門講座の運営等により、中長期的な狩猟後継者の確保及び育成に向けた取組を強化する。
また、シカ・イノシシ等のわな捕獲に取り組む集落に対し、捕獲技術向上のための技術指導を行う「ストップ・ザ・獣害事業」等により、住民主体の捕獲体制の構築にも取り組む。

(2) 研修計画

(第27表)

名 称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備 考
県職員、市町職員、鳥獣保護管理員研修	県	通年	14	全県	400	野生動物保護及び管理の進め方	
一般県民セミナー	県	通年	12	全県	1,000	一般県民を対象として、野生動物の現状への理解を深め、あわせてワイルドライフ・マネジメントの必要性や進め方について研修を行う。	
被害対策セミナー	県	通年	約90	ブロック	1,000	野生動物に関する正しい知識と、被害防除のための効果的な技術を講習し、自ら対策に当たる。	
狩猟者セミナー	県	6～9月	10	ブロック	700	効果的な捕獲を進めるため、野生動物生息状況の解説や有害捕獲の際の連携について調整を図る。	狩猟者対象

(3) 狩猟者の確保育成対策

幅広く県民が狩猟免許を取得できるよう、狩猟免許試験の複数回実施や休日実施に努めるとともに、免許日程や制度についてのPRを様々な広報媒体を活用して実施する。
また、狩猟免許取得希望者に対して、法の知識、実技の習得及び狩猟のマナーの向上などを目的として狩猟者団体が開催している講習会について、県民に対して広くPRするなど協力をしていくとともに、狩猟者団体のほか、鳥獣被害の大きい地域の市町の担当者、農林業団体の職員などと連携して、県民に対して狩猟の公益性や楽しみについての認識を高めるための普及啓発を行う。

4 取締り

(1) 方針

狩猟などの取締りについては、警察との連携により、迅速かつ適正に実施する。

[取締り重点事項]

- ① 銃弾の達する恐れがある人畜・建物などに向かったの銃猟違反
- ② 人家の多い場所などにおける銃猟違反
- ③ 捕獲禁止場所での捕獲違反
- ④ 日の出前、日没後の銃猟違反
- ⑤ 非狩猟鳥獣などの捕獲違反及び狩猟鳥獣の捕獲制限違反
- ⑥ 危険なわななどの設置違反
- ⑦ 無免許・無登録者による狩猟違反
- ⑧ かすみ網、とりもちなどによる捕獲違反
- ⑨ 鳥獣の無許可捕獲、無許可飼育違反

(2) 年間計画

(第28表)

事 項	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
違法狩猟 ・飼養取締	←												→	
狩猟取締								←	→					

5 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図る。

第 10 章 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

遺伝的な攪乱の防止の観点その他生物多様性の確保の観点を踏まえ、狩猟鳥獣の人工増殖及び放鳥獣については、その効果と影響を勘案して、見直しを含めた慎重な対応を行う。

なお、特別天然記念物であるコウノトリについては、「コウノトリ野生復帰推進計画」に基づき、平成 17 年度より試験放鳥を開始し野生復帰を目指した活動を実施するとともに、野生復帰に向けて遺伝的多様性を維持・向上させるため、引き続き保護・増殖事業を実施していく。

また、放鳥したコウノトリが自然界の中で野生復帰ができるよう、河川、水路、農地の水系の繋がりの確保や、放鳥地周辺の農地等において減農薬、無農薬栽培などを行うことにより、コウノトリのエサとなる小魚、カエル、その他生物が生息できる環境を再生できるよう、関係機関や地域住民が一体となった取り組みに努める。

(2) 人工増殖計画

(第 29 表)

年 度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣	
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法
平成 29 年度 から 平成 33 年度 まで	コウノトリ	実施部局：県立コウノトリ の郷公園 実施内容：コウノトリ野生 復帰ランドデ ザイン		

2 放鳥獣

(1) 方針

① 狩猟鳥獣（鳥類）

第 11 次鳥獣保護事業計画期間では、ふ化後 100 日令以上のキジを計画期間の 5 か年で 400 羽放鳥してきた。

引き続き第 12 次鳥獣保護管理事業計画においても、狩猟鳥類のうちキジの放鳥を実施する。

放鳥については、下記の点に留意する。

ア 放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施して、放鳥効果の分析を行う。

イ 放鳥後の追跡調査に当たっては、放鳥する個体に標識を付して、当該地域での定着状況を調査することに努める。

ウ 放鳥個体の定着率が低い場合においては、当該放鳥事業の見直しを行うとともに、必要に応じて放鳥場所の生息環境の整備や放鳥個体の野生順化等の事業の効果を高めるための取組を行う。

エ 放鳥するキジが、生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のキジを育成する農家等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性について検討する。

オ 放鳥するキジについては、できる限り本県に近く、本県に生息する個体と同一の地域個体群に含まれる個体を放鳥する。

② 狩猟鳥獣（ほ乳類）

獣類は、生態系に大きな影響を及ぼす恐れがあるので、放獣は行わない。

③ 希少鳥獣等

コウノトリ（環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧 I A 類に相当）について、県立コウノトリの郷公園を中心として地域住民と一体となって、野生復帰の取り組みを実施しているところである。本県が取り組んでいるコウノトリの野生復帰事業については、以下の事項に

留意しつつ、引き続き事業実施を行う。

ア 再導入に伴う生活環境、農林水産業及び生態系への影響

イ 生息環境の保全及び整備

ウ 地域社会の参加

エ 順応的管理の推進

④ 外来鳥獣等

外来鳥獣又は国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系等に係る被害を生じさせている鳥獣については、在来種との交雑、生息地や餌の競合等により、生態系をかく乱し生物多様性を損なうおそれがあることから、放鳥獣を行わないよう県及び市町等関係機関が連携をとりながら県民への指導を徹底する。

なお、外来生物法により、特定外来生物を野に放つことは厳しく規制されており、またその行為に対しては刑罰（罰金等）の対象となることについて、県及び市町等関係機関が連携をとりながら県民への周知を図る。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第30表)

種類名	放鳥の地域	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
キジ	休 獵 区	1箇所 38羽	1箇所 38羽	1箇所 38羽	1箇所 38羽	1箇所 38羽
	箇所 羽数					

(第31表)

種類名	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	備 考
	購 入	購 入	購 入	購 入	購 入	
キジ	38羽	38羽	38羽	38羽	38羽	

第11章 その他

1 地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い

ツキノワグマや六甲山に生息するイノシシなど特殊性を有する地域個体群は各項目に記載のとおりである。

2 入猟者承認制度に関する事項

兵庫県においては、当該制度の運用について、ツキノワグマの狩猟において必要に応じ実施する。

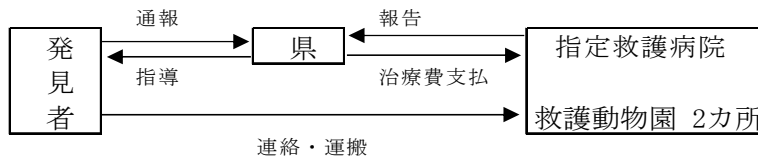
3 傷病鳥獣救護の基本的な対応

鳥獣保護思想の普及啓発及び鳥獣の保護に資することを目的として傷病鳥獣の保護事業の効果的な実施を行うこととし、兵庫県傷病野生鳥獣救護病院及び救護動物園設置要綱に基づき、指定救護病院と救護動物園2か所を設置し、県民の協力の基に傷病野生鳥獣の保護、治療を行う。

なお、海鳥等の油汚染など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合などは、民間団体やボランティアの協力を得ながら、早期の救護を行う。

また、ヒナ及び出生直後の幼鳥獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容を行うことのないよう、県民に対し周知徹底を図る。

傷病鳥獣の救護体制



4 安易な餌付けの防止

(1) 方針

住宅地近郊におけるイノシシ等への安易な餌付けについて注意喚起及び指導啓発を実施する。安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得ること。生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

(2) 年間計画

(第32表)

重点項目	実施時期											実施方法	対象者		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			3月	
注意喚起	←												→	ポスター掲示	一般県民
指導啓発	←	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	→	広報誌への掲載(適時)	

5 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症の発生により、海外では野鳥の大量死も報告されている。こうした感染症が日本国内で発生し、希少種を初めとした鳥獣への影響が懸念されているため、国及び県は、鳥獣保護の視点から、発生状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて鳥獣への感染状況等に関する調査や感染防止対策を実施する。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努める。また、高病原性鳥インフルエンザに対する県民の不安が大きいことから、健康衛生部局、畜産担当部局、危機管理担当部局等との連携を図りながら、県民の不安に関して専門的知見を有する部局が適切に指導・対応する。

本県における具体的な対応については、「死亡野鳥等発見時(通常時/発生時)の対応マニュアル(平成28年4月)農政環境部・健康福祉部」に基づき実施する。

その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努める。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。

6 普及啓発

(1) 鳥獣保護管理思想の普及

① 方針

県民の鳥獣に対する正しい認識を深めるとともに、鳥獣を含む生態系の重要性への理解を促進するため、市町や関係民間団体の連携・協力も得ながら、広報媒体を有効活用した普及啓発活動を実施する。

特に鳥獣保護思想普及の拠点となる鳥獣関係団体、愛鳥モデル校、緑の少年団、野外活動施設などに対しては、鳥獣が生息できる自然環境づくりについての技術援助、資料配布等の重点指導に努める。

なお、鳥獣への安易な餌づけが原因で発生する人身等への被害や、生態系への影響を考慮して、正しい保護管理のあり方の普及に努める。

② 事業の年間計画

(第33表)

事業内容	実施時期												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
愛鳥週間、動物愛護週間ポスターの募集	→			←→								←	
同ポスター審査、表彰、入選作品の展示		←→				←→							
野鳥観察会の紹介	←											→	
愛鳥モデル校での巣箱の設置等							←→					→	
緑の少年団等への指導	←											→	
鳥獣保護功労者表彰、功労働物表彰	←→			←→									
普及情報等の広報	←											→	

(2) 愛鳥モデル校の指定

① 方針

青少年の鳥獣保護思想の普及の拠点となる学校を愛鳥モデル校に指定するよう努めるものとする。なお、指定に当たっては、学校及び市町等の意見を尊重する。

② 指定期間

5年間とする。

③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

必要に応じ巣箱や給餌台などの製作についての技術指導や資材の供与等の援助に努めるものとする。

④ 指定計画

(第34表)

区分	平成29年度				平成30年度				平成31年度				平成32年度				平成33年度			
	既設	新設	解除	計	既設	新設	解除	計	既設	新設	解除	計	既設	新設	解除	計	既設	新設	解除	計
小学校	17	5	5	17	17	5	2	20	20	5	3	22	22	5	4	23	23	5	2	26
中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	17	5	5	17	17	5	2	20	20	5	3	22	22	5	4	23	23	5	2	26

(3) 法令の普及啓発

① 方針

法令の普及啓発については、違法捕獲の防止等について県民局・県民センターや鳥獣保護管理員を通じて広く県民に広報することにより浸透を図るよう努める。

② 年間計画

(第35表)

重点項目	実施時期											実施方法	対象者		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			3月	
違法捕獲の防止	←							→					↔	広報誌への掲載、鳥獣保護管理員による普及等	一般県民

第12章 指定管理鳥獣の管理に関する事項

1 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項

(1) 目的

指定管理鳥獣捕獲等事業は、環境大臣が指定する指定管理鳥獣について、その生息状況、被害状況等を勘案して、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体群管理を強化する必要がある場合において実施する。実施に際しては、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に当たっては、指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系への被害の状況、指定管理鳥獣の生息状況及び捕獲数を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を行い、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ捕獲等の目標及び指定管理鳥獣捕獲等事業の内容を定める。

(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目は、以下を基本とする。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の記載項目

- ① 背景及び目的
- ② 対象とする指定管理鳥獣の種類
- ③ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
- ④ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域
- ⑤ 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
- ⑥ 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容
 - ア 捕獲等の方法
 - イ 捕獲個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）
 - ウ 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）
- ⑦ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制
- ⑧ 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項
- ⑨ その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

2 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項

(1) 背景及び目的

第二種特定鳥獣管理計画の背景及び目的を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業を導入する背景や目的について、指定管理鳥獣による被害状況や指定管理鳥獣の捕獲数の推移、生息状況、個体数推定とそれを基にした可能な限りの将来予測、指定管理鳥獣による被害と生息状況の関係等を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業によって、個体群管理のための捕獲等事業を強化する必要性を定める。

(2) 対象鳥獣の種類

対象鳥獣の種類については、環境大臣が指定管理鳥獣に指定し、かつ、第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣であって、個体群管理の強化を図る必要があると認められる鳥獣について、対象鳥獣として定める。

(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間は、原則として1年以内とする。ただし、実施期間については対象鳥獣の生態や地域の実情等に応じて適切な期間を設定し、必要に応じて年度をまたぐことや1年を超えることも想定される。また、原則として第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定する。

(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域については、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域内において、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する区域を定める。

また、実施区域は、有害許可捕獲等を実施している区域又は国の機関が捕獲等の事業を実施している区域と重複しないよう設定することとし、適切な役割分担がなされるよう考慮する。

(5) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

指定管理鳥獣捕獲等事業の目標としては、第二種特定鳥獣管理計画に定める管理の目標を達成するために必要な捕獲数等を具体的な数値目標として定める。また、必要に応じて捕獲場所ごとの捕獲数を具体的に定める。

(6) 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

① 捕獲等の方法

指定管理鳥獣捕獲等事業において実施する捕獲等の方法について定める。実施方法については、使用する猟法や規模等を定める。

② 捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項

生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合、捕獲等をした場所に放置することが認められている。捕獲等をした鳥獣を、捕獲等をした場所に放置する場合は、捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項として、放置する必要性、時期、区域、数、捕獲方法、生態系及び住民等の安全並びに生活環境への配慮事項を定める。

③ 夜間銃猟に関する事項

夜間銃猟については、捕獲等の効率性を向上させるために夜間銃猟が有効であり、かつ、厳格な安全管理が可能と判断した場合に限定して、夜間銃猟を行う。その場合、必要性を慎重に判断し、専門家や関係者等の意見を踏まえて実施内容等を検討する。

(7) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するための体制として、事業主体を定めるとともに、委託する場合は委託先として認定鳥獣捕獲等事業者を選定する等、適正かつ効果的に当該事業を実施できる者が捕獲等を実施する体制を定める。

(8) 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

住民（実施区域内で業務を行う者や山菜取り、登山、観光等で立ち入る者を含む。）の安全の確保又は指定区域の静穏の保持のために必要な事項を定める。

(9) その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な安全管理や法令遵守、地域社会への配慮その他の事項を定める。

① 被害防止計画に基づく施策との連携

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合には、市町と相互に連携を図りながら当該事業を円滑かつ効果的に実施する。

② 指定管理鳥獣捕獲等事業において遵守しなければならない事項

指定管理鳥獣捕獲等事業において確実に遵守しなければならない事項があれば定める。

③ 指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項

指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項があれば定める。

④ 地域社会への配慮

地域社会に配慮すべき事項があれば定める。